平成28年 第4回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日) 平成28年12月7日 (水曜日)

議事日程(第3号)

平成28年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(追加分)

日程第2 議案第106号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第8号)について

日程第3 議案第107号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第108号 財産の処分について

日程第5 議案第109号 財産の無償譲渡について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

(追加分)

日程第2 議案第106号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第8号)について

日程第3 議案第107号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第108号 財産の処分について

日程第5 議案第109号 財産の無償譲渡について

出席議員(14名)

1番	小林	和政君	2番	宗	晶子君
3番	宮下	久雄君	4番	有永	義正君
5番	信田	博見君	6番	鞘野	希昭君
7番	池亀	豊君	8番	工藤	久司君
9番	丸山	年弘君	10番	田原	宗憲君
11番	吉元	成一君	12番	塩田	文男君
13番	武道	修司君	14番	田村	兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長 …	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	永野 賀子君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	柿本直保美君	監査事務局長	石井 紫君

質問者	質 問	事	項	質	問	0	要	山田
宗 晶子	1. ファミリ ンター設	一サポー		当に	ミリーサホ ないのか。 の予定は。	ペートセン	ターを望む	声は本
	交付金の ※ 築上町情 14条	住民緊急 内容につ 報公開条 (出資法人 l示)を準	支援の第の	住P助てるに同録業品ポがか成民の金、の基団に務作一遂。果	、緊法と担かづ体お委製ザ行急、人し当。き平け託委ルさ一支集で課(質成る料託でれてまないは、関ロマルのたりでは、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、10	で付金11 行観した調補)度債コットで ではいるではいるではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	地,がの適交 対処ヤーく協 し 域の創成合付 照はラー違議 て 性0支報判則 及 タ円内行 払 と化千援告断第 び 一は容わ い	円事にし1 財 関、でれを業つて4 産 連プ事た明中を 単元を 単元を また
	3. 築上町「 しごと」 捗状況に	総合戦略		さ域いが者証	ている。平 民緊急支援 国から交付 「築上町地 議」で交付 ているのか	成26年 受交付金は 付されてい 地方創生・ け金の使途	の進捗管理 度地域活戦 、るり 、るり 、るり 、るり 、るり 、るり 、るり 、るり 、るり 、るり	化にと策進地づう識検
武道 修司	1. 入札制度	について		①現状	の入札方法	について		
	2. 小中学校	の給食費	につ		者負担の軽 米代)を町		より、給食 きないか。	費の一
	3. 小中学校 いて	でをり方	につ		学校の将来 考えている		、在り方は	どのよ
吉元 成一	1. もみじ祭	りについ		イベ			とする、そしてどのよ	
	2. 公共工事 ついて	の点数制	度に		委員会と打 執行部の考		審査委員会 う。	につい
	3. 京築水道 ついて	企業団問	題に		水道企業団 の考え方を		浄水場につ	いて、

質	問	者	質	問	事	項	質	問	の	要	山田
有永 義正			1.	築上町の鬼 町づくりに			方策		文組んでい	作りにさま るが、築上	
			2.	築上町のこいて	ゴミ対策	につ	②今後	の状況にて の対策にて 0 宣言に向	ついて	力を。	
			3.	定住対策説いて	果の設置	につ	対応	にしているが	、定住・移	企画振興課 8住実績を上 る考えはな	げるた
宮下 久雄		久雄	1.	総合計画に	こついて		結果 ②地方	、受託業者 「創生、人口	音の関与範 コ減少と高	民アンケー 囲について 齢化及びこ えはあるか。	れから
			2.	築上塾につ	ついて			:塾の目的に :の展開はと		 考えている:	か。
			3.	買い物の不	に便につ	いて		るのに困難		日常生活用 いるが、対	

午前10時00分開議

○議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

- 〇議長(田村 兼光君) 日程第1、一般質問です。
 - 一般質問は11人の届け出があり、本日の質問者は5人とします。

ここで議長からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようお願いします。また、執行機関は責任の持てる的確な答弁を願います。なお、質問は前の質問席から行ってください。答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。

では、1番目に、2番、宗晶子議員。宗議員。

○議員(2番 宗 晶子君) 皆様、おはようございます。1番に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。宗晶子でございます。

ファミリーサポートセンター設立についてということで、まずお尋ねさせていただきます。

ファミリーサポートセンターを望む声は本当にないのかと記載させていただきましたのは、前回9月議会の武道議員の質問の折の御答弁で、一昨年度に作成した子ども・子育て支援事業の計画の中でニーズ調査の結果、利用希望がなかったとの御回答をいただいております。その折、武道議員は、調査に問題があるのではとお尋ねになっておられますが、その後、進捗等はどのようになっているのか。そして、①番、②番に記載の設立の予定はということに関しましても御答弁をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(田村 兼光君)** 誰か。椎野福祉課長。
- ○福祉課長(椎野 満博君) 福祉課の椎野でございます。宗議員の質問にお答えいたします。

9月議会の質問におきまして、一昨年度作成いたしましたニーズ調査については希望がなかったと回答しており、その後の状況といたしまして、県の実施する研修会への参加や他の団体の導入実例等を参考に、どのようにしたら立ち上げ運営が可能かを検討すると回答しております。

その後、福岡県主催のファミリーサポート研修会が開催されております。職員に研修させまして、その研修会の中で地域の子育て支援におけるファミリーサポートセンター事業の位置づけ、ファミリーサポートセンターの事業の新規開設について、センターの役割などについて研修を受けております。

新規開設につきましては、事業所の確保、事業所体制の整備、会則、事業計画等、センター運

営方法の策定、広報活動、会員の募集、提供会員の養成講習などの準備項目がございます。

ファミリーサポート事業に関するニーズの再度の把握、事業所体制の整備など、今後細かく調 査検討していくことが必要だと考えております。

具体的な時期につきましては、設置の体制等もございますので、まだ未定でございます。 以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- **〇議員(2番 宗 晶子君)** ようやく研修に動き出してくださったとのことはありがたいと存じております。

そして、最後のニーズの把握等、調査に動かれるということについても感謝申し上げます。

しかし、私は、昨年度3月の一般質問の折、同じ質問をしております。そのときに、築上町まち・ひと・しごと総合戦略の中に、それがうたわれていると申し上げました。対応が遅過ぎるとは感じます。

そして、まち・ひと・しごと総合戦略のアンケート調査の課題把握の中に、ファミリー事業の 実施についても求める声が多いと記載されております。

前回9月議会での町長の御答弁は、専用の施設をつくる形には、まだ基本的には至っていない ということで、ファミリーサポートセンターに対しての認識が不足しているなと思いまして、前 回2回のこの件についての答弁には大変がっかりしておるところです。

そして、指摘させていただきましたまち・ひと・しごと総合戦略の中のアンケート調査からの 課題把握の中に、先ほど申し上げたように、ファミリーサポート事業の実施についても求める声 が多くなっていると最初のほうに記載してあることは、住民の声をしっかりと反映した上で記載 しているということを御存知でしょうか。

しかも、この計画は、総合戦略は、昨年度末に策定されました。予算1,000万円が投入された華々しい総合戦略でございます。その住民ニーズを町長も担当課長も把握してないことが大変残念でございます。多額のお金を投入して策定された総合戦略、その戦略が庁舎内で全く共有されていないのではないかということを大きな問題だと考えてほしいと思います。

次の質問の前段として少しだけお話させていただきます。次の質問は、総合戦略に基づいて交付された交付金の使途についてです。

私がなぜこのような質問を行うのか。もう決算が終わった交付金ですが、それは、交付金の使 途が住民のためになっていないのではないか。交付金ありきの総合戦略策定ではなかったのか。 そんな疑問を持たずにはいられなかったので、しつこく調査、資料請求させていただきました。 調査に御協力いただいたことに感謝するとともに、交付金の使途が住民のためになっているのか、 いま一度考えていただきたいと思います。 この交付金を上手に使えば、ファミリーサポート事業も夢ではなかったと考えています。住民 のニーズに応える交付金の使い方ができたのか。改めて次の質問で一緒に考えていただきたいと 思います。一度この質問を終わります。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 通告に書いておりますとおり、平成26年度地域活性化・地域住 民緊急支援交付金の内容についてということで、①番についてまず質問いたします。この質問に ついては、もう読み上げることは省略いたします。

まず、この質問の冒頭に確認したいことがございます。前回9月議会のときに資料請求した計画書についてお尋ねいたします。商工課長にお尋ねいたします。

NPO築上町観光協会様は、この1,100万の――通告に書いてある1,100万の補助金を使用するに当たって、事業計画というものを作成しております。資料請求したところ、築上町リノベーション会議、築城駅前通り未来予想図という計画の提出を受けました。ほかに策定した計画はございますでしょうか。確認です。お願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正でございます。ただいまの質問でございますが、この計画につきましては、最終実際に行うまで数回いろいろ事情がございまして変更等行っており、 そのたびに国との協議も相談等行ってやっておりますので、中身についてはいろいろの変換等があったことはあります。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- O議員(2番 宗 晶子君) では、新しい計画を資料請求させていただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

それでは、次にお聞きします。まず、この質問をする前にNPOというものについて、皆様に 再度認識していただきたいので、時間はかかりますが申し上げます。

NPOというものは、NPO法人というものは、県に認定される団体でございます。ですので、若干のかなりの税法の優遇があるかわりに、かなり法律で細に渡るまで行動等制約がございます。 NPO法では、情報公開制度が定められております。そして、その活動実態を公開し、住民がNPOを評価し育てていくという考えに基づいて、そのNPO法が制定されています。

そのため、NPO築上町観光協会さんの決算書、活動計算書、定款、役員等は、県のホームページで誰もが見られるようになっていることを最初に申し上げておきます。

では、まず、この平成26年度地域活性化・地域住民等緊急支援交付金実施計画の事業内容の目的について、それは、創業支援ための施設整備を図ると書いてあります。それについては間違

いございませんでしょうか。まず、その点について御確認申し上げます。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正です。間違いございません。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 御回答ありがとうございます。

それでは、お聞きします。NPO法人築上町観光協会に、創業支援事業を委託する際の確認事項についてお尋ねいたします。

築上町観光協会定款2章の目的及び事業、第2条の目的、そして、第3条の特定非営利活動の種類、NPO活動の種類と申し上げましょう。それに5項目上がっております。第5条に事業が3項目ついていますが、創業支援という言葉がどこにもございません。これは、明らかな定款違反になると思うんですけれども、町執行部は定款を、NPO築上町観光協会の定款を確認せずにこの事業を委託したのでしょうか。御回答お願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** ただいまの質問でございますが、通告にそのようなことが記載されておりませんので、詳細には、ちょっとまだ本日のところ把握していないのが実情でございます。以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 補助金を出す以上、通告になかったとしても確認するのが当然のことだと思いますので申し伝えておきます。

それでは、次に、国に提出している実行計画、こちらでございます。私の手元に資料請求いただいたのは、このように小さな紙でございますが、これは担当部局課名が財政課と記入されております。そして、庁内の起案書。先日、資料請求させていただきました。そして、この補助金の申請書、起案書というのは、庁内での会議の起案書だと思います。そして、3番目に申し上げたのが、観光協会から町に出された申請書、その3つの目的が食い違っているのではないかというところを確認したいと思います。国に提出している計画には、創業支援という目的だけが書かれております。こちらの用紙でございます。そして、観光目的というのは一つも書いておりません。しかし、庁内での起案書と観光協会からの補助金申請書には、観光目的が記載されています。国に提出した資料と内容が食い違うものを執行してよいのかということについて商工課長にお尋ねしたいと思います。御回答お願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正です。計画書には、起案には観光目的と記載しているということでございますが、創業支援もあわせて町の観光とあわせて町の発展のためにというこ

とで起こした事業でありますので、その辺については若干言葉は違いますが、違法ということまではないと考えております。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 言葉の違いというのは、大変重要だと考えます。そして、国に提出した書類と食い違っているという点、改めて確認をお願い申し上げます。

それでは、施設整備費の可否について、ちょっと一緒に考えていただきたいと思います。

前回の議会の折、資料請求した、先ほど見せましたこちらの書類ですね。平成26年度地域活性化・地域緊急支援等の交付金の実施計画の内容についてまたお尋ねします。

この創業支援事業の交付対象事業に対する費用の1,100万と書かれているのは計画どおりで間違いないと思います。その欄の右に、施設設備(補修を含む場合はその内容、金額を記載するように)と書いてあり、その欄にはゼロ円と記載されております。

観光協会の施設整備事業補助金の決算書には、1,100万のうちのほとんどが施設整備に使用されております。なぜ結果として施設整備に補助金を使用しているのに、実施計画には施設整備欄の施設整備費金額の記載はゼロ円なのでしょうか。実際、実施計画とは違う内容で交付金が執行されていると読むことができます。要は、国に提出した計画と実績が食い違う。

観光協会に補助金として交付した場合は、どういう根拠や規則に基づいて計画とは違う施設整備にお金を使用することができるのでしょうか。これは、企画課長が提出してるんでしょうか。 その点について御回答をお願いいたします。

- ○議長(田村 兼光君) 江本企画課長。
- ○企画振興課長(江本 俊一君) 企画振興課、江本でございます。この計画書につきましては、 平成26年度の事業ということで、繰り越しで実質的には平成27年度に行っております。その 当時の、先ほど宗議員がおっしゃったとおり、計画書の担当の課は財政課になっております。平 成28年度から、正確には平成28年の4月から企画振興課に地域創生推進係ができまして、こ の交付金事業を含めた総合戦略の進捗推進に関して当課が企画振興課で所管しているところでご ざいます。そして、実績報告は、平成28年4月以降にしておりますので、実績報告につきまし ては当課で担当しております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 私は、課のことは特には聞いておりません。なぜ計画と違う、計画には施設整備はゼロ円と書いてあるのに、実際支出した結果は施設整備に使っているのかと聞いているのです。

- 〇議長(田村 兼光君) 江本企画振興課長。
- **〇企画振興課長(江本 俊一君)** 計画書の施設整備の金額のことだと思います。それにつきましては、一応、実績報告の段階で町としては補助金で支出しているということで、県、国とも相談した結果、ハードではないと、補助金はハードではないということでゼロということで記入しております。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) ありがとうございます。議長、質問には、正確に答えてくださる ようによろしくお願いいたします。御注意をお願いいたします。

そして、補助金はハードではない。補助金になるとハードではない。たとえ実際ハードではないものとして申請していても、補助金に出したらソフトがハードに化けるということですね。よくわかりました。国や県ともそういう協議ができているのでしたら、私はおかしいとは思っても仕方がないことでございます。

では、イノベーション整備事業の庁舎内手続について伺います。

平成26年度、この本交付金実施決定された、本交付金において前はセトルゴ事業ということで実施決定されていたと思いますが、それが変更になったということを聞き及んでおります。

庁舎内手続において、平成28年2月26日申請、3月3日公布という1カ月もない時期で事業変更をしております。年度内の事業終了が不可能ではないかと、その問題認識はなかったのかとお尋ねしたところ、先日の委員会で問題はなかったとの回答を委員会で受けました。

そして、そのときの議事録を資料請求いたしましたが、議事録はないということでございます。 このような重要な会議に議事録をとらないのは、執行部の信用にかかると思いますが、この点に ついては答弁を求めません。申し伝えておきます。

そして、②番の同団体、平成27年度貸借対照表及び財産目録における固定負債の根拠はということについてお尋ねしたいと思います。

商工課は、NPO法人の貸借対照表を対象に審査してチェックして今年度の補助金850万円を拠出していると考えます。NPOとは先ほど申し上げたように、県に認定される機関、そして、情報公開は原則、そして、住民等から評価支援を受けるということになっておりますので、それをもとにもう一度改めて深くお尋ねいたします。

NPO法人観光協会には大きな問題が2点ございます。1点目は、3年間の累計赤字の問題でございます。そして、もう1点目は、出どころがわからない借入金がその決算書より読み取れるということでございます。それが先ほど申し上げた固定負債の件でございます。

ではまず、1点目の累計赤字の件についてお尋ねいたします。

約142万、毎年50万から100万円の赤字が出ておりますので、累計で142万の赤字になっています。このことは担当課は把握しているのかということ。そして、毎年赤字を出している団体が、なぜ創業支援事業ができるのか。町の考えに疑問がありますので、担当課よりまず回答をお願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正でございます。NPO法人築上町観光協会の決算につきましては、町が補助金を交付しておりますので、その実績報告の段階で、その総会時の資料としまして一緒についてきておりますので、その赤字については把握しております。 以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) では、赤字がある団体が創業支援事業ができると思って、創業支援事業を託したのでしょうか。その点についても御回答お願いいたします。
- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正でございます。赤字があるからといって、その事業ができないということにはならないと思いますので、協議の上交付したところでございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 赤字があってもできるということで承りました。

それでは、2点目の出どころがわからない借入金についてでございます。財産目録に記載されております固定負債に観光協会とは別の町関連団体、読み方が正しいのかどうかわかりませんが、大鏡行幸奉納実行委員会と書いてあるところに固定負債が83万円ございます。そして、これは、あと1万9,375円は商工課職員の名前による借入金があると考えております。

これは借入金であるかどうかというのは、商工課の趣旨により私が顧問税理士のところに赴き、顧問税理士よりの見解で、大鏡行幸奉納実行委員会及び商工課職員による1万9,375円でしたか、ちょっと済みません、金額はすぐには言えないんですけれども、この2つは観光協会の借入金であるという見解を受けました。この大鏡行幸奉納実行委員会と観光協会の間で正式な借り入れの手続は適正に行われているのでしょうか。商工課はそれを確認しているのでしょうか。御確認、御回答をお願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正でございます。ただいまの正式な手続については、私 はちょっと把握していないところであります。

以上です。

〇議長(田村 兼光君) 宗議員。

○議員(2番 宗 晶子君) それでは、大鏡行幸奉納実行委員会についてお尋ねしたいと思います。

大鏡行幸奉納実行委員会は、観光協会の内部の組織になるのでしょうか。それとも外部の組織になるのでしょうか。御回答をお願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正でございます。大鏡行幸奉納実行委員会につきましては、聞くところによりますと合併前のときにこの実行委員会ができたと聞いております。ですので、外部の団体になろうかとは思います。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) では、外部の団体になるということですね。それであれば、借用契約というものが必ず必要になると思います。大鏡行幸奉納実行委員会の記録は、広報ちくじょうの2008年の4月に掲載されておりました。そこに実行委員長代行の方の御名前が載っておりましたので、直接ヒアリングしたところ、事務局は役場が行っていたので関知していないとのお話でした。実行委員長代行の許可がなく、他の団体から観光協会がお金を無断に借り入れたという場合は、私的流用という形になるのではないかと思いますので、調査の上、来週の委員会の所管外のときまでに回答をお願いいたします。

また、重ねてお伺いいたします。そういう補助金については、通帳管理は会計課が行うという 通達が存在していたとお聞きしております。その通帳管理は、会計課が行っていたのでしょうか。 突然の質問なので答えられるかどうかはわかりませんが、補助金等事務局を役場が担う場合は、 通帳、印鑑の会計管理は会計課が行うとお聞きしております。そのような通帳がありましたでしょうか。会計課長、御答弁をお願いいたします。

- ○議長(田村 兼光君) 神崎会計管理者兼会計課長。
- **〇会計管理者兼会計課長(神崎 博子君)** 会計課、神崎でございます。ただいまの御質問でございますけれども、観光協会の通帳でよろしいでしょうか、実行委員会。

会計課のほうでは、その支出、各課で事務局を持っている各種団体の会計通帳ですね。通帳を 預かることはしておりますけれども、中の会計管理については、各所管の係が担当しております ので、ただ会計課では通帳を預かっているのみでございます。通帳も多ございますので、その団 体の通帳があったかどうかは、ちょっと私の記憶だけではちょっとただいまは答弁できない状態 ではあります。

以上です。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 当時は、それぞれの団体が通帳とか全て持ってやっておって、町の不祥事が出ました。職員が会計をやっておる。これはJAとの協議会をつくって地図をつくる。それぞれ不祥事ができまして、そこで全て町が事務局を持っておる分は会計に通帳を一任するというふうなことで、これは合併後です。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 通帳の管理は、この場合は町ではしてなかったということを確認 いたしました。

あわせて大鏡実行委員会委員長代行の言葉を申し添えたいと思います。

大鏡は、たしか2006年ぐらいに皆さんで力を合わせて実行委員会を立ち上げてつくって、 船追窯跡公園に保管されているとのことでございますが、2008年に製造した銅鏡をやはりき ちんと宇佐神宮に奉納して事業を完了したい。そして、実行委員会をしっかりと解散したいとい う意向であることをあわせて申し上げたいと思います。

きょうは、時間の余裕がないので答弁は求めませんが、観光協会の赤字については、毎年交際費50万円、交通費100万円を使っていることに大きな疑問を感じていることをあわせて申し伝えておきます。

そして、このような質問に関しては、先日の議案質疑の折の答弁、商工課長の答弁で、町の職員がNPO法人築上町観光協会の事務にかなりかかわっていたと言ってくださいました。そういうことですので、委員会までには、この借用の疑問、しっかり御答弁いただきますようにお願い申し上げます。

そして、業務委託料、マスコットキャラクターのことですね。③番の質問に移らせていただき たいと思います。

業務委託料、築上町マスコットキャラクター関連用品作製委託料1,325万円は、プロポーザル企画とは全く違う内容で事業が遂行されたようです。それに対して協議が行われたのかということをまず先日の委員会で担当課と業者の間ではしっかりと協議が行われたということで、商工課長より御苦労の上での御回答をいただき感謝申し上げます。

しかし、全く違う内容で業務が遂行された。そして、その変更点については、きちんと協議できている。しかしながら、その記録がないとの御回答でございました。

当事業の業務委託契約約款2条には、協議の記録が義務づけされているはずでございます。そのため資料請求を行いましたが、残念ながら協議記録は残ってないとの回答でございました。もしきちんと協議の記録が残っており、納得できる内容であれば、資料請求段階で回答し、このような公の場で事業終了後1年も経過したことを取り上げることはなかったのではないかと大変残

念に感じております。

その点を踏まえて、再度、この事業の主催者について確認したいと思います。

先日の委員会の説明では、表向きの主催者は築上町だが、実質は委託業者である株式会社サムライであり、エントリー料金は株式会社サムライが徴収することができそうであるという弁護士さんがおっしゃっているとの回答でした。

私は、たとえ弁護士さんがそうおっしゃいましても、実行したのは株式会社サムライであって も、当契約においては、お金の出どころは国であり、築上町でございます。

そして、ダンスレボリューションのチラシにも、そのときの広報されたホームページ等にも、 主催、築上町としっかり明記しております。サムライはあくまでも事務局でございました。です から、株式会社サムライは、委託事業者なので主催者にはなり得ないという考えは否めないと思 います。

そう考えると地方自治法上、主催者である築上町は徴収してはならないお金を徴収した。申し添えますが、これはダンスレボリューションのエントリー料金お1人様2,000円についてです。そして、そのお金を株式会社サムライに渡してしまった。

つまり地方自治法違反をして、業者にお金を渡したのではないかと疑っております。しかし、 委員会でお話いただいたように、町執行部とは答弁が違いますので、先ほどの疑問点であるソフト事業がハード事業に早変わりする創業支援事業とあわせて、しかるべき機関に相談したいと考えております。

これについて答弁がありましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

- ○議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- ○商工課長(野正 修司君) 商工課の野正でございます。先ほどの宗議員のおっしゃった企画と全く違うということの指摘でございましたが、町としましては、企画と全く違うということとは判断しておりません。また、事業を実施するに当たっては、委託業者と協議は数回にわたって行っており、ただ、議事録等はございませんが、協議等は確かに行っているところでございます。以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 企画と全く違うという点であるのでしたら、それは、大切なプランということですね。それを頭に置いておいて、この後の質問を聞いていただきたいと思います。 そして、協議がない点という点は明らかに約款違反でございます。申し伝えておきます。

それでは、2番の成果物への検査について、どのように検査して支払いを行っているのかという点についてお伺いします。

先日の委員会では、納品されたものは、満足のいく成果であるという回答を先日の委員会でい

ただきました。私は、() プロモーションV動画に関して、権利関係の書類、著作権等、肖像権等、権利関係の書類とともに納品されなければ成果品として認められないと考えます。が、資料請求を幾ら行っても権利関係の書類を確認できません。あわせて楽譜を資料請求してしまったことは、私の間違いだと思いますので、この場でおわび申し上げます。

業務委託契約約款を請負業者と交わしていれば、CDやプロモーションVに関しての築上町の権利がしっかりと守られると考えることはできません。担当課と検査官の方がどういう主観のもとで成果品を満足いくもの、そういうふうに検査されておられるのであれば、担当課の職員さんと検査官さんに大きな不信感を抱きます。

これについてももし満足のいく成果であるという以上の御答弁があるならお伺いしますが、ないならこの質問は終わります。いかがでしょうか。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 検査につきましては、成果物の果物である一部が完成したときに指 定検査員の検査を受け、合格した後に支払いを行っているところでございます。 以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) この質問終わりたかったんですけれども、今、課長は、一部が検査でできたらお金を払うとおっしゃいました。それでは、全てが納品された時点で、その一部について契約違反等が見受けられる場合は、それでもお金を払うのでしょうか。それとも契約違反ではなかったとおっしゃるのでしょうか。回答をお願いいたします。
- ○議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正でございます。先ほど成果物、分けることのできる一部が完成した場合は、その一部が完成したごとに検査を受けて支払いをするということの説明でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) 一部についてだけ聞いたのではなく、では、完成したときには、 どう検査するのかとお聞きしましたが、御答弁はもう結構でございます。私は満足のいく成果物 ではなかったと。住民にとって満足のいく成果物、町が守られる成果物ではなかったと考えてお ります。この質問は終わらせていただきます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(2番 宗 晶子君) それでは、3番目の質問とさせていただきます。 築上町「まち・ひと・しごと」総合戦略の進捗状況でございます。

総合戦略5ページに計画の進捗管理が記載されております。この先ほどから申し上げている交付金は、総合戦略に基づいて国から交付されているものだと考えております。築上町地方創生・人口減少対策有識者会議で、この交付金の使途を連携、推進、検証しているのかという点と議会との連携はという点についてお伺いします。

この交付金事業は、PDCAサイクルを5年間にわたり遂行し、報告、公表しなければならないのではないかと考えます。築上町での現状は、27年度に計画を実施、28年3月に終了しています。つまりPDCAサイクルのプランとドゥーを行ったと思います。なお、ドゥーの内容については、私は疑問がいっぱいでございます。

そして、PDCAのCとA、残りのチェック、アクションはどう行うのでしょうか。27年度を1年目とすれば、28年度である今年度は2年目、もう残りは4カ月もございません。27年度のプラン・ドゥーした内容を早急にチェックしてアクションしていかなければならない。28年度に事業継続しなければならない。ダンスレボリューションに関してはもう無理だという答弁を受けておりますので結構でございます。

そして、PDCAを作製して、このお金を活用することについて1,100万円もかけてつくった総合戦略でございます。進捗、管理はどのようになっているのでしょうか。そして、総合戦略5ページのとおり、築上町地方創生・人口減少対策有識者会議での交付金の使途、連携、推進をしているのでしょうか。議会にもそれをしなければならないように書いていると思いますが、どのように考えているか、回答をお願いいたします。

〇議長(田村 兼光君) 江本企画振興課長。

○企画振興課長(江本 俊一君) 企画振興課の江本でございます。先ほどの宗議員の御質問でございますが、築上町「まち・ひと・しごと」総合戦略の進捗管理につきましては、宗議員の御指摘のとおり、当総合戦略5ページの5、計画の進捗管理(PDCAサイクル)と題して町全体にかかわる体制を構築し、高い実効性を確保することが重要であると記載されております。

このため、庁内の策定組織委員としては、町長を本部長とする築上町地方創生人口減少対策本部を設置するとともに、産・学・官・金・労・言の町内外の各階層との連携により総合戦略を推進、検証していくため、先ほど申された築上町地方創生人口減少対策有識者会議を設置しております。

有識者会議につきましては、現在の総合戦略事業、特に国の地方創生交付金事業の進捗状況を 考慮して、来年の1月末か2月の上旬にかけて検証のための会議を開催をしたいと考えておりま す。

有識者会議は、総合戦略の実施事業の検証を行う機関とも考えておりますので、効果検証の際にいただいた御意見を踏まえまして、計画やKPIの見直し等のPDCAに今後活用していきた

いと考えております。

議会との連携でございますが、町民の代表者であります町議会との関係につきましては、策定 段階や検証の段階で連携推進するものと考えております。このため有識者会議の検証結果を踏ま えて、さまざまな施策を実施する上で御意見、御支援を賜りたいと考えております。

〇議長(田村 兼光君) 宗議員。

以上でございます。

〇議員(2番 宗 晶子君) 有識者会議の開催については、大変遅過ぎると考えております。

それでは、有識者会議を来年なさるとお聞きしました。まず、行わねばならないのは、PDC Aにおいてのプランの説明であると考えます。とすると、現在、策定しているプランというのは、マスコットキャラクター等関連用品作製委託料1,325万円のプロポーザルのときの資料がプランになると思います。私の手元にもございますが、こちらのプランですね。築上町にぎわい促進事業の提案書、これは先ほど課長もこれがプランであるというふうにおっしゃいました。

そして、もう一つは、冒頭にお聞きしました創業支援事業1,100万円のうち27万円で策定した築上町リノベーション会議、こちらですね。先ほど確認いたしました。築城駅前路り未来予想図に基づいてプランを説明することになると思います。もうこれは若干変更があるということですが、変更の資料も請求させていただきたいと思います。

そして、その有識者会議には、私も傍聴に参りますので、プランについては現状隠さず有識者 会議の皆さんにお伝えするよう要請いたします。また、同様に議会への報告よろしくお願い申し 上げます。

それでは、結びに町長にお伺いいたしたいと思います。

昨年3月の一般質問では、総合戦略の質問に対し、交付金ありきの総合戦略策定ではないと町 長がおっしゃっておられました。しかし、現状今の皆さんの御答弁を聞いてどう思われるのか。 私も一言申し上げたいので、3分ぐらいでお話いただければありがたいと思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 交付金は、ありがたい制度だと思っております。この交付金によって、 やはり築上町がある程度活性化するまちづくり、ひとづくり、しごとづくりという形の中で、ちゃんとした計画を立てていくという形になれば、そして、あとはこれを実行するというのが我々に今度課せられる使命でございまして、このいわゆる委員会がある程度議論していただいたものを、これを一応道筋を立てながら実行していくという形になろうかと思いますんで、そういう受けとめをしております。

以上です。

〇議長(田村 兼光君) 宗議員。

○議員(2番 宗 晶子君) 短くまとめていただいて感謝申し上げます。

お言葉を返して申しわけございませんが、この交付金を使って町は活性化しましたでしょうか。 そして、1年たちましたが、しっかり実行できているでしょうか。そして、委員会は、総合戦略 が策定されてから一度も開催されておりません。その現状については、重く受けとめていただき たいと考えております。

最後に申し上げたいことがございます。私は、昨年9月の9月議会より築上町執行部の法律、 条例、規則、要領、約款、定款等の認識の甘さについて大変問題だと感じております。執行部の 皆さんが決まりを守ることができなければ、住民も町の税金も守ることはできません。まして、 今回のような交付金の使途については、この交付金の名前が平成26年度地域活性化地域住民緊 急支援、活性化と緊急支援の交付金になっているんです。住民の支援のためになっているかどう か、大変疑問に感じております。

ソフト事業がハード事業にいきなり変換するのは、国からもKPI達成のためにはいたし方ないというような言葉をいただきました。補助金の期限内消化が目的になっているという感情が否めません。今後も国からたくさんの計画策定の要請がおりてくると思います。計画策定の資金は高額です。たくさんのお金がかかります。計画倒れのものにならないか、補助金ありきの計画になっていないか。そして、補助金適正化法には、少ない税金で少ないお金で、いかに大きな効果を出すかということがうたわれているのだと思います。

今は、築上町総合計画を立てているところでございます。築上町の最上位の計画、総合計画の 策定の今だからこそ、いま一度たくさんの交付金、税金が住民のためになっているかどうか、基 本に返って業務を遂行してほしいと考えます。

取り乱して失礼いたしました。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田村 兼光君) ここで一旦トイレ休憩をいたします。再開は午前11時からといたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

- 〇議長(田村 兼光君) それでは、時間となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、2番目に、13番、武道修司議員。武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) 通告に基づきまして質問させていただきます。
 先ほど1番目に宗議員から入札関係のプロポーザルの話が若干ありましたが、根本的に、入札

というものがどういうものなのかというものを再度ちょっと確認をしながら質問をさせていただ きたいなというふうに思っています。

入札の中には、指名競争入札、一般競争入札、プロポーザルの中には、公募型と指名型とある と思うんですが、プロポーザルはプロポーザルはまとめてちょっと説明をしていただきたいんで すけどね。

一般競争入札と指名競争入札とプロポーザル入札のそれぞれの説明をお願いしたいというふう に思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **○財政課長(元島 信一君)** 財政課、元島でございます。御質問の件について御説明させていただきます。

一般競争入札、築上町においては、一般競争入札並びに条件つき一般競争入札につきましては、 入札に参加するものに必要な資格、入札の場所及び日時、その入札について必要な事項を定め、 地方自治法施行令第167条の6第1項及び築上町財務規則第60号の規定に基づき告示を行っ て入札を実施しているものが一般競争入札、条件つき一般競争入札でございます。

また、指名競争入札ですけども、入札参加者については、築上町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱に基づき指名業者を選定して行っておりますのが、指名競争入札でございます。

プロポーザルにつきましては、町長が建設工事等のうち町長が特に必要と認めたものにつきましては、公募型の指名競争入札方式もしくはプロポーザル方式において今実施をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) ちょっとざっくりな話の部分なんですけど、それでは、ちょっとここでお聞きしたいんですが、なぜその入札方法を分けるのか。一般競争入札と指名競争入札、なぜ分ける必要性があるのか。プロポーザル契約をする場合、なぜプロポーザル契約をするのかという説明をお願いしたいというふうに思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- ○財政課長(元島 信一君) 財政課、元島でございます。築上町建設工事等競争入札に関する基本要綱の第3条のうち、設計金額が5,000万以上の建設工事等については、一般競争入札方式もしくは、条件つきの一般競争入札方式で行うと。設計金額が5,000万未満の建設工事については、通常型指名競争入札方式で行うというふうに記載をされております。

プロポーザル方式につきましては、各案件につきまして、各所管課のほうでプロポーザルの要

綱並びに選考委員等の分を設けまして、おのおのその内容において審査した結果、すぐれた業者 と契約をするように今行っております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) なぜ分けるのかというふうに質問したんですが、実務上の今お話をされたんですけどね。基本的に一般競争入札にしてしまうと、いろんなところから入ってこられて、一定の力を持った、その業務ができるところが優先的にやっぱりとってしまう可能性がある。財力があって、もう常日ごろから、いろんなことができるというところで、偏ってしまう可能性があるんではないかというところで全て一般競争入札はしない。

金額の大きいところについては、いろんなところから、いろんな範囲の中で力量を持った人に 参加してもらおうという考え方で一般競争入札でやられてるんではないかなというふうに思って います。

特に、小さい工事 5,000万以下というふうに今基準がありましたけれど、そういうふうな工事については、特に地元育成ということを考えて、地元の中で町長が均一化を図りながら、町長がていうか、指名委員会なんでしょうけど、均一化を図りながら、公平、公正の中で業者に満遍なく仕事が回るようにという観点から指名競争入札をやっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

そのような中で、上限下限というものを、昔はこういうのつくってなかったというか、公表してなかったんですよね。今は、上限下限というのを公表しています。なぜその公表するのかをお聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 以前は、ずっと以前は上限も下限もなく、指名競争入札がほぼ通例でございましたけれども、上限下限というふうなことで、一応示したのは、工事のやっぱりいい工事をやってもらおうということで下限を示しております。上限は予定価格という形で何ぼから何ぼ範囲と、この範囲内で工事ができるであろうというようなことで、基本的には下限は工事原価を割らないような形でしないと、それを割ると粗悪な工事になるという、ひとつ考え方。そして、上限は、その範囲ですので、それで中で一番安い人が落札という形になりまして、それともう一つは、一番目の理由は、粗悪な工事にさせないためと。あとは犯罪に巻き込まれないということもございます。下限を示さなければ粗悪な工事になると思います。下限を示さんで後で決めるという形になれば、いろんな設計とか、いろんな形のものがあの手この手で職員に圧力がかかるという形もございます。だから、そういうものをなくすために、全て上限と下限を定めて、この範囲内で落札をしてくださいと、こういうことで現在やってる。ただし、設計、コンサルについて

は下限は設けておりません。いわゆるこれは質、量は設計でございますので、基本的にはある程 度同じような設計ができるんと、金額でですね。そういう形で設計業者については下限は設けて おりません。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) 今、町長が説明した中で、上限下限を公表するというのは、一つは失格業者を少なくするためもあるんだろうと思うんです。入札した5つの業者が、その枠を全部外れてしまったったら、もうその入札自体が成り立たないから、この範囲の中で入札してください、入れてくださいよということだろうと思うんです。

それともう一つは、町長からもお話があったように、職員を守る、町長も副町長もそうでしょう。これ下限幾らかとか、上限幾らかとか言っていろんなところで圧力かかったりなんかすると、やっぱり大変なことがあるだろうということで、はっきり出しとけば、そういうふうな問題はないし、不正につながることもないだろうということで、その犯罪の防止と職員を守るという観点からそういうふうにされているんだろうというふうに思っています。

そういうふうな流れの中で、もう一つは、プロポーザル契約というものです。このプロポーザル契約というのは、どういうものなのかというと、先ほどもこういうふうな規定がありますよというような話がありましたけど、各課で決めてますよとか、いろんなのありますけど、根本的に言うと、提案、例えば、こういうふうな事業をしたいということを項目として上げる。これに対してこういうふうな方式とか、こういうふうなものとか、こういうふうなやり方によってすばらしいものができますよとか、すばらしいやり方がありますよというやり方を含めて企画から全てを提案をしてもらって、そのものを審査しながら、これなら価値があるんだということで契約をするというやり方がプロポーザル契約ではないかなというふうに思うんですけど、それに間違いありますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 仰せのとおり、本町ではプロポーザルで大きなのはひかりネット、これは一次である程度大まかなことを決めて、一応一次審査で応募したところで2社を2次審査で競争させました、提案。そして、最終的には、もう価格の問題になってきたわけでございますけど、今のQTネットとNTTのそれぞれの提案でございましたけれど、ほぼ方式は同じだということで、価格でQTネットのほうに決定していったと、このようなプロポーザルということで、設計、施工、それから、管理と、こういうものが一切プロポーザルでは一手に行われるということで、経費の低減にはなってくるんではないかなということで、ものによっては、そういう一つの方式も考えていけば、設計、施工、それから、管理、そういうものが一手に行われて、いわゆる安い

金額でいろんなこういう建物とか、いろんな形で、それとか、いろんなソフトもございますけど、 そういう形で安い金額もできるんではなかろうかなと、このような考えで、これはプロポーザル もしくは指名競争入札、一般競争入札ということで選定をしていっとるところでございます。 以上です。

〇議長(田村 兼光君) 武道議員。

○議員(13番 武道 修司君) 安くできるというものもあるでしょうけど、よりいいものができるというですね。過去に私が、もしかしたら間違ってるかもしれませんが、八津田高塚地区のし尿処理場、汚水処理場がコンポストっていうんですかね。肥料の部分に関しては、その方式も含めてプロポーザルで選定したんじゃなかったかなと。当時島根県とか、長崎のほうに視察に行ったりとかで、地域の人から議会からいろんな面でそのプロポーザルに対していろんな提案で、この方式がいいんだという流れの中でやったような気がしています。

それと、もう一つは、火葬場で炉の選定については、どの方式がいいんだということで、これ もそういうふうな提案型でこのやり方がいいんではないかとかいうものがあったかなと。最終的 には、これは入札があったと思うんですけどね。

プロポーザルにおいては、最終的までプロポーザルでいく場合と、途中から先ほど今町長が言 うように、最後は金額を決めるために入札をやったというケースと、いろいろとあると思うんで す。ただ、根本にあるのが、提案をしてもらう。その提案に乗っかって契約をしていくというも のになる。

先ほど最初の質問で、宗議員が最初の質問であったように、昨年の契約、特にダンス大会、もうダンス大会に限定して話します。ダンス大会においては、9月議会でもお話したように、提案をしっかりしてもらってます。その提案の中に、これ提案書ですね。先日いただきましたね。提案書の中に、しっかりと100万の賞金を出すんだと。こういうふうなやり方で築上町をアピールするんだという、それがその金額が大きいということで、町の大きな宣伝になるんではないかということで考えて、その金額を出してるみたいです。

築上町も今ダンスというのでメジャーになってきているということで、そのような提案があったと。他にない優勝賞金と副賞なんだと。いろんなメジャーな人の顔ぶれでというふうに提案があった。

先日、商工観光課長から説明があって、この一括で契約をしたんだから内容については別に問題がないんだと。一括したんだから問題がないんだというふうな話でした。この内容、特にダンス大会については、お金も合わない、てんでんばらばらという内容です。最終的にお金のほうは、業者がもうけたという話になるんでしょうけど、それはそれで法律上問題なければ、それはそれでしようがないという話になると思うんですけど、そのときに、ちょっとふと私がちょっと疑問

に感じたのは、最終的な金額が変わっていなければいいんだと。例えば、下水道工事をしたときに、パイプの太さが違ってたと。単価が変わったからパイプの太さを変えたんだと。パイプの太さを変えて、例えば、これはプロポーザル契約としてですよ、例えばの話ですからね。そういうふうな契約、中身が変わるときに、一括して最終的な契約できたら、パイプの太さとか、そういうものは業者のほうで勝手に変えていいものなのかどうなのかを、もしよかったら下水道課長、教えてください。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉留下水道課長。
- **○下水道課長(吉留梯一郎君)** ただいまの質問ですけど、下水道の管渠につきましては、もうその処理区内において大きさが大体決まっております。それで、プロポーザルでやって、その大きさを変えるということはできませんので下水道にはできません。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) では、もう一つ参考に建設課長にお聞きしたいと思います。同じようにプロポーザル契約をするよと。そして、提案があったと。ここの道路の舗装は、例えば、5センチでするよと。ところが、その時代の流れでちょっと単価が変わってきたんだと。だから、その単価が上がって3センチになりましたと。道路はそういうふうなことできるんですかね。
- 〇議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。
- **〇建設課長(平尾 達弥君)** 建設課、平尾です。建設、道路関係の工事につきまして、全て根拠なり単価についても公的な単価を使うということで、根拠が全部示されておりますので、そもそもそういうプロポーザルでするということはあり得ないと思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。

以上です。

○議員(13番 武道 修司君) 例えばの話でしたんですけど、基本的に契約内容が変わる、提案の内容が変わるというのを勝手に業者を変えたりとか、話し合いでして変えたというふうな話かもしれませんが、契約変更という流れの中で金額が変わろうと変わるまいと、内容の変更が変わったら、その協議をしっかりして、その成果物を確認をするということが必要だろうと思うんです。最後の最後になって、でき上がったものが、最初の提案と違っていましたねと。それでいいんだという考え方を先日の委員会の中で言われたんで、これはちょっと危険だなというので、きょう私は質問させてもらっているんです。

根本的にこういうものをつくります、こういうことをやりますという提案があって、そのとおりにやってなくてよかったという話にはならないと思う。ものをつくるにしても、企画されて、提案されて、それと違うものができ上がったら、何でこんなものをつくっんかとか、ここ企画と違うやないか。多分その道路の関係、建物でもいいです。下水道の関係とか、いろんなものがあ

るでしょう。もしそれが寸法が1ミリずれてた。例えば、建物であれば、コンセントの位置が違ってたと。そういうことでも許されないと思うんです。やりかえれと。

でもこれで賞金が100万出しますよちゅうて言ったのが30万しか出してなかった。70万 どこに行ったのかという状況にもかかわらず、これでいいんだというプロポーザル契約したんだ からいいんだと。プロポーザル契約はそういうものなんだというふうな考え方を持ってるという のが怖いんです。プロポーザル契約というのはそういうものじゃないと。基本的に契約というも のはそういうものじゃないということをしっかりと執行部というか、町長、副町長も含めて皆さ んに認識していただきたい。こんな危ないやり方でなあなあでやってしまって、ふたあけてみた ら、あらというふうなことじゃ、やっぱ怖いというか。

先ほど町長が上限下限のとこで私が質問したのは、職員を守るという話しましたよね。だから、これで金額が勝手に変わっていったと。浮いたお金はどこに行ったのか。観光課長、商工課長は、業者と協議をしながら、ずっと遂行してきたと。その浮いたお金はどこに行ったのか。疑われるでしょう。職員守れるんですか、それで。職員を守るという観点からいけば、そういうことはしっかりと決められたことは決められたこと、やらないといけないことはやらないといけないこと。できてなければ、それを正式にちゃんと正すということをやるということが職員を守るということにならないですかね。町長考え方を教えてください。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には、余り変更はあっちゃならんと思います。だけど、参加費とか、そういうのを加味すれば、そういう形もあり得るのかなという一つの考え方も出てくるので、今後は気をつけていかなきゃいかん課題かなと、このように考えております。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) プロポーザルでもう1点指摘しておきます。

先ほどのこの事業に対しては、4月の23日、ことしじゃないです、去年ですね。去年の4月の23日に公募を開始しています。締め切りが5月の8日です。この間、休みとか、こうあるわけです。実際的に休みをのけたら8日間。8日間の日にちで、この1社しか出してないですからね、1社契約になりますから1社の提案だけです。その1社の方は、5月の4日、みどりの日に提出をしてる。5月の4日、提案書は5月の4日ちゅうて書いてます。5月の4日の日に日にちがなかったのか、町の職員も出て対応したのか、5月の4日の日に提案書を受け取ったというふうになっています。最終的には5月の8日締め切りなんで、それまでに1社しかなかったんで手続をした。

プロポーザル契約ていうの先ほどからお話したように、よりいいものをより安くというやり方する。今回の場合は、ダンスとか、着ぐるみ、PV、歌、そういうふうなものを提案をしてくる

という企画やった。プロポーザルでその企画を持ってきてくださいよと。

この連休最中の、企画会社はその提案するんですから一生懸命動くでしょう。ほかの関連関係の業者が全てこの連休の間に稼動していたとは思えない。そのような状況で、こういうふうな無理なプロポーザルをやったということなんです。プロポーザルてそんな短い期間で普通やらないですよ。1カ月とかちょっとこう場合によっては2カ月ぐらいあけて、こういうふうないい企画をしてもらえませんか。1週間でいい企画をしてもらえませんかちゅう提案をしたほうがおかしな話じゃないかなと。このような形で無理なプロポーザル契約の募集をかけてたということを町長、認識として持ってましたか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 基本的には私は持ってなかったです。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) 多分そうだろうと思います。あり得ないです。だから、根本的に、先ほど宗議員からもお話があったように、補助金をもらって前年度の繰り越しになったと。繰越明許で繰り越しになったと。今年度中にどうにかやってしまわないといけないという流れの中で、いたし方なく無理な工程の中で作業を進めていった。逆算していけば、もうこれでいくしかない状況に追い込まれてたという状況なんです。

途中でいろんなイベントが、そのような状況での提案ですから、内容も変わってきただろう、 調整もしてきただろうという中で大きな金額の変更もあった。ここまで百歩譲って理解したとしても、結果的にその合わないということが業者にもうけさせた。場合によっては、職員が疑われたりとか、そのお金どこへ行ったんだろうという疑われる状況もつくってきた。これは、基本的にそういうふうにせっぱ詰まった、追い込まれる状況をつくった、町長、副町長、課長、執行部にも私は責任があるんではないかな。今後、このような職員を追い詰めるようなやり方はやってもらいたくない。

入札制度でも一緒です。職員を守ろうと、口ではそういうふうに言ってるけど、現実、守られなければ何も意味がないんです。だから、しっかり職員を守るという観点で進めていっていただきたい。

例えば、工事契約にすれば、今、契約案件で議会にかかります。物品納入もあります。土地の 売買もあります。議会議決を要するようになってます。業務委託に関しては、今のとこないんで す。業務委託はないんですよね、議会議決は。ほかのところは基本全部あるんです。なぜ業務委 託だけ金額が大きかろうと少なかろうと、業務委託を議会議決をしないのか、その考え方を町長 教えてください。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

- **〇町長(新川 久三君)** それは、地方自治法に基づいて物品の納入、それから、工事の請負契約 と、そういう形でこれは議会議決を要するという法律によって定められております。委託契約の 分については、定められてないという形になります。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) 基本的に物品の納入で1,000万以上のときにする。同じように、こういうふうに今回の場合、いろんな項目を見ると、物品納入にも近いんじゃないかなというものもあります。

うちの町というか、法律でそういうふうになってるという話ですけど、やっぱ職員のほうを守るというか、やっぱ議会議決が必要ということになると、そこでやっぱり調査、審査、いろんなことが出てきます。当然何ていうか、その町長、副町長も提案する以上は、中身をよく確認をして、本当これで問題はないのかということで議会にかけるんだろうと思うんです。

そういう観点から言って、議会と町執行部の両輪ちゅう立場から、職員を守るちゅう立場から、 将来的にはというか、これから業務委託契約である程度の金額については議会にかけるんだとい う考え方を私やってもらったほうがいいんではないかな。後から、ああこれおかしかったやない か、どうやったやないか、これ予算に上げとったやないかというような話じゃなくて、それをす ることによって、確認や調査、いろんなもので最終的には職員も守れるというふうな観点になる のではないかと思いますんで、業務委託に関しても議会のほうに提案できるように検討していた だきたいなというふうに思います。

以上、入札制度について質問を終わりたいと思います。

次に、小中学校の給食費についてということで、先般、人権同和教育研究会からも、この要望というか、教育委員会、町執行部のほうにも上げています。

これ以前、教育長と私もお話をした記憶があります。なぜこの給食費の一部負担、米代という ふうにしてますけど、このような提案をするかというと、よくというか、このごろはちょっとあ りませんけど、前は東京のほうから、練馬やったですかね、視察に来て、全校自校炊飯すばらし いということで来てた。米飯を、米を給食に全て使って自校炊飯ということがなかなかできてい ない。これはうちの町としてしっかりとしてアピールをしていくいい政策だろうというふうに私 も思っています。

その流れの中で、この方針、そのお米を子供たちに自校炊飯で食べさせようというふうに決めてるのは、誰が決めたのかっていうと、どちらかというと、これ町長じゃなかったかなと。町長の思いが教育委員会に行って、教育長はという、当時のですね、という思いの中でされたのか。そういう流れの中でお話しながらやってきた。うちの場合は、その液肥のひだまり米というお米をまたアピールもできるんではないか。循環型社会の形成の教育というか、そういうものも含め

ていろんな面でいいんではないかということで事業をしてきた。

これはあくまでも町なり、町教育委員会が進めてきた考え方で、その費用に関しては保護者に 負担を求めてる。せめて町の施策、町の考え方、その中で進めていくんであれば、米代は町のや り方なので、町のほうでその分は負担ができないものなのかということで提案をしてる案件でご ざいます。

年間を通じて米代が幾らかかってるのかということを先般調査をさせていただきました。平成27年度においては、年間で558万円、現在、平成28年度においては、571万3,000円ほどの見込みという形で経費がかかっているようになっています。

このような金額でいろんな町外に、町の施策としてアピールができると。うちの町はこれだけ すばらしいんだということがアピールできるんであれば、費用対効果を考えてもそれだけの価値 があるんではないかなというふうに思いますが、町長、教育長の考え方を教えていただきたいと いうふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** いい提案なんで前向きに検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 武道議員の御質問ですけども、米代ですね。これが、各家庭1年間で4,100円という大体計算になります。1カ月当たりでいくと370円程度と。金額的には大変それほど大きな負担ではないとは考えていますが、ただ、築上町の今御指摘のように、おいしいお米を無料で提供するということが、また大きなアピールになれば、これは築上町の学校給食がさらによい評価を得るというふうには考えておりますので、金額的には少ない額ではございますが、その効果を考えた場合、大きなものもあろうと思います。その辺をちょっと全体的にちょっと考えて、ちょっと検討させていただきたいというように思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) これは、先般、厚生文教常任委員会においても皆さんと検討して、これは大変すばらしいんだというふうな意見も多くありました。ぜひ保護者負担を減らすという観点と、子供たちに循環型のお米の教育というか、地元のお米というものをアピールしながら、地元教育、地元愛の教育も並行してできるんではないかなというふうに思いますんで、給食を食べることによっての教育ができるんであれば、費用対効果はかなりあるんではないかというふうに考えてますんで、前向きに検討をお願いをしたいと。やる以上は、早目に、早くやっていただきたい。

実際、この事業を先日議会で視察に行った邑南町、島根県の邑南町は、既にやっていました。 うちだけって、うちの町だけがやるとかいう事業でもありませんので、やるんであれば早目に、 もう来年度からすぐにスタートしていただければなというふうに思います。

今の質問は以上で終わります。

続いて、最後に、小中学校のあり方についてということで、これも合併してすぐに適正化検討 委員会という名前だったかと思いますが、学校を統廃合を前提とした検討を当時されました。中 学校においては、築城中学校、椎田中学校を一本化していこうという話の中で、途中から別々な んだと。別々にやるんだと、建てるんだということで統合しないという方針に変えていった。

昨年、一昨年から、小中学校のあり方については、教育委員会が小中一貫校を目指すんだと、 連携型の小中一貫校を目指すんだということで、かなりその当時、議会等も含めて論議をしてき たと思います。これ町長もしっかり覚えてると思うんですが。

その中で、築城中学校を建てるという話になってしまったら、その論議が終わってしまったというか、その後、小中一貫校はどのようになっているのかという考え方ですね。実際、それから、1年、2年ほどたっています。現状のその流れ、小中一貫校連携型の流れがどのように機能しているのかを説明をお願いしたいというふうに思います。

〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。

○教育長(亀田 俊隆君) 小中一貫、我が町は連携型ということで現在も進めております。小学校から中学校、それぞれ築城・椎田両中学校に子供たちはスムーズにつなげていきたいという。 そのためには、やはり小学校の中での連携ももちろんですけれども、小学校から中学校につないでいくための、やはり連携、一貫したやっぱり教育方針が必要だろうということで一番基本的なところは、小学校と中学校の各学校の教職員、校長を中心に、これが話し合いをして、そういうつなぐための教育施策をやっていくと。

例えば、授業中の授業における子供たちの態度等、始まる前の挨拶から、終わった後のありが とうございましたという、そういう授業の規律から始まって、それぞれ連携していこうというこ とで、例えば、教職員の研修もそうでございますけれども、例えば、先日、築城中学校で行われ ました文化発表会、音楽、合唱等、これに小学校の6年生の子供たちを招いて、子供たちにも、 小学校の子供たちにも中学校の生徒が頑張ってる姿を見てもらう。そういう連携を現在進めてい るというところでございます。

〇議長(田村 兼光君) 武道議員。

○議員(13番 武道 修司君) その流れの中で、今の教育長の説明であれば、中1ギャップと 一般的に言われている、小学校6年生が中学校に行ったときに、いきなり違う環境に飛び込むと いうか、その分を少しでも和らげようということで、今、中1ギャップの問題がいろいろと指摘 されてきて、いろんな施策を打たれていると思うんです。

その文化発表会においても、それの一環かなというふうに思うんですが、ほかの小学校という

か、中学校ですね。椎田中学校、築城中学校でほかの今築城中学校のその文化発表会の話ですけ ど、椎田中学校の関連とか、あとほかにこの中1ギャップをなくすというか、の流れの中で何か ほかに施策をされていることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 例えば、中学校の教員が小学校に行って授業を、出前授業という形で行っていると。これもございますし、いわゆる中学校の公立中学校はこういうところだよということを小学校の児童に教えに行く。例えば、椎田中学校は、小学校のほうに生徒会の子供が中心になって小学校のほうに中学校はこんなとこだよという説明をしに行っているということもございます。それも小中連携の大事なところであろうと思うんですね。

中1ギャップという言葉が全国的にいろいろに言われてはおりますけれども、私自身は、中学校に上がるときには、確かに不安があると思います、子供たちにはですね。全く新しい学校に、しかもいろんな学校の子供たちが一緒に集まってくるわけですから、不安はあると思うんですけれども、逆に期待もあると思うんですね。ですから、不安と期待と両方あることが僕は普通だろうと思うんですよ。我々もずっともう今までの私自身の教育経験からも言えることでございまして、その不安と期待が両面があるほうが、むしろ僕は正常であろうと思っています。不安もないし、期待もないと、これが一番悪いわけでございまして、それが普通の姿であろうと思います。そういう不安や期待をこれを抱きながら中学校に入って、ああよかったなと思えるような、そういうやっぱり教育施策をこれからますます進めていきたいと、そういうふうに考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) それでは、もう一つ違う観点からお聞きしたいと思います。 今の小学校においては、小学校の規模、町長は10人以下にならないと廃校はしないんだ、統 廃合しないんだというふうに言われています。基本的に、小学校の規模というものに考えると、 どのような規模がいいのか。今の十数人、二十人ぐらいの小学校に問題点はないのかをお聞きし たいというふうに思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 築上町、おっしゃるように、規模の小さな学校が多ございます。小学校8校のうち複式が5校が、1クラスではあっても複式を抱えている。そういう現状がございますが、そういったマイナス面も確かにあるんですけれども、子供が数が少ないということはメリットもあります。教員が子供一人一人の子供にやっぱり目が行き届く、その子の家庭との連携も関係も非常にうまくいっている。そういう小さな規模の学校のよいところといいますか、地域の方も学校に対して非常に大きな愛着を持っていただいている、そういう現在の築上町のあり方を今後、その地域の方々とコミュニティーを通じてコンセンサスを図りながら小規模校のよりよい

姿を考えていけたらなというふうに思っております。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) 小規模校を私も否定はするつもりはないです。私も少ないのがいいのか、多いのがいいのかというのは、自分自身でも答えが出てないような状況です。

その中で複式学級、小規模校での問題点は、この複式学級だろうと思うんです。この複式学級について、どのような考え方を持たれているのか。問題点があるのか、それともそのままでいいのかという、どういうような考え方を持たれているかをお聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 複式の学級は、本来複式じゃないほうが私はいいと思っております。 ただ、県のほうの人的配置もございますので、複式を実際やってるわけでございますけれども、 1つの教室に2つの学年が入っているという。1人の教員が2つの学年を同時に、渡りというような言葉がございますが、行うというのが本来やはり学年が違うわけでございますので、学習内容が違いますので、2人の教員が必要であろうと私は思っています。

それで、町のほうにも大変御理解いただいて、複式の学級には町雇用の教員を配置して対応しているというところでございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(13番 武道 修司君) 現在、加配教員ということで下城井小学校等ですね。全てということではないとは思うんですが、しているところもあります。基本的に複式というのは余りよくないというのは、当然、教育長の考え方だろうし、私もそう思っています。やっぱり複式の解消をしないといけないということで、その予算の中で対応できる部分に対しては、加配教員で対応していってる。となると、残った複式学級の子供たちをどのようにするのかというのが、これは課題だろうと思うんです。

今後、そのような課題をどう解決していくのか、どうクリアしていくのかというものをこのまま見過ごしていくわけにはいかないかなと。しっかりとこれは論議をしながら、方向性を出すべきではないかなと。

先ほど教育長は、中学校1年生になるときに期待と不安があると。その期待の中で期待という ものも大きいんだというふうに話がありました。私もそのとおりだろうと思うんです。ただ、中 1ギャップという言葉の中の怖いところは、この不安の部分でいろんな面でのマイナス要素が強 いから、この中1ギャップというものが生まれてきてる。

それを消すためにどういうふうな対応をとるのかという中で、先般、町の教育委員会の方針は 5・4制をとる。9年間の教育の中で5・4制の流れをつくるんだということを言われてました。 ところが、今の話であれば6・3制のままで、中学校1年生のときに期待という部分でやってい くほうがいいのかなというのが教育長の今考え方かなというふうに思っています。

複式学級の問題、中学校の5・4制の問題、いろんな面があります。私も小さいところがだめだとか、大きいところがだめだとかいいとかというのが、いろいろと考え方がありますが、正解はどれだというものは私も持ってないというのが現状です。

それで、合併してから規模適正化というか、検討委員会をつくって、いろんな論議の中で将来の小中学校のあり方というものを検討していこうというもので1回結論が出ました。これから先、そのあり方の検討委員会というか、そういうふうなしっかり論議をして、いろんな方々の声を聞くという、そういうふうな委員会をつくって進めていかなければ、例えば、統合しよう、何しようとしても、1年、2年でできるもんじゃないんです。もう今の例えば、小学校1年生が、もう小学校を卒業する、場合によっては中学校を卒業するぐらいまで時間がかかって、やっとどうにかなるんだというようなものだろうと思うんです。

だから、今の段階から、しっかりその論議をして、将来的に子育て、子供たちを育てるのに、 どのような体制がいいのかというものをやっぱり協議をしないといけないんではないかというふ うに思いますが、教育長、そういうふうなその組織をつくって、検討委員会をつくって、あり方 検討委員会で協議していくという考え方はないですか。

〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。

〇教育長(亀田 俊隆君) 学校の将来の今後のあり方については、築上町全体のまちづくり、ひとづくりとやっぱり大きな関係があろうと思います。したがいまして、そういうふうにまちおこしのひとづくりの中で、やっぱり考えていく必要があると思います。

それで、各地域、校区の住民の皆さん、それぞれ校区の住民の皆さんがどういう思いで学校というものを見ていらっしゃるか。学校に、どういうふうに自分たちの地域の学校をどういうふうにしていきたいと思っているのかを、やはり十分御意見を伺う必要があろうと思います。

今度、現在、準備中でございますけれども、コミュニティスクールを現在、立ち上げる準備を 今進めておりまして、これは学校の経営、運営ですね。運営協議会に地域の、できるだけ地域の それぞれ違ったお立場の方に入っていただいて、そして、地域の学校についていろいろ御意見い ただく中で、その中でやっぱり合意がなされていくだろうと思うんです。それを集約して――集 約といいますか、全体的に委員会を、そういう御意見を全て伺う中でこういう形でいいんじゃな かろうかというものを求めていきたいと、探っていきたいというふうに今非常に強く思っていま す。コミュニティスクールに期待するところは委員会として非常に大きなものがございますので、 今そういう気持ちでおります。

〇議長(田村 兼光君) 武道議員。

〇議員(13番 武道 修司君) 特に、コミュニティスクールに関しては、地域の声がすごく反

映されると私も思っています。その声を十分把握しながら、それを各小学校ごとの意見じゃなくて、全体を通じて将来的にこの築上町の子供たちをどのように育てていくのか。全体の流れの中でこの築上町が教育に関してこの考え方なんだということをしっかりまとめていただいてやっていただきたい。

これをまた3年とか5年とか先じゃなくて、コミュニティスクールも始まりますんで、始まったらすぐに集約しながら、すぐに行動移すというふうな観点で一日も早い行動の中で、よりよい教育現場をつくっていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

.....

○議長(田村 兼光君) まもなく昼の休憩時間となりますので、午前中の質問はこれで終わります。再開は午後1時からです。

午前11時47分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(田村 兼光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に3番目に、<mark>11番、吉元成一議員</mark>。吉元議員。

○議員(11番 吉元 成一君) 昼から一般質問したことないんですけど、飯食ったら眠たいから寝らないように聞いてください。よろしくお願いします。

1点目のもみじ祭りについて。もみじウオークを初めとする、その他のイベントについて、町 としては特に関係がある、どのように考えていますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正でございます。

ただ今の質問でございますが、もみじウオークなどのイベントの多くがNPO法人築上町観光協会の主催でありますが、毎月の同協会の運営委員会の会議、イベントの準備、運営、片づけ等にも町商工課職員が参加しており、今後も観光協会と協力しながら、町の活性化、町外からの集客等に努めたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) あともみじウオークも観光協会ですか。そうすると、寒田地区で先日もみじウオークがありました。皆さん忙しい中、参加してくれた人は大変御苦労だと思いますが、まとまりがないというか、祭りらしさが保たれてない。ただやればいいんだととられるような形にしかなってないし、当時、昔、合併する前の築城のときの祭りと比べて、ああいった

事業が、だんだん尻すぼみに小さくなってると、まとまらない。職員も日曜やから、休んでいいから休む、出てこないという状態で、毎年、参加してみると参加人員が少ない。この取り組みについては、じゃあ観光協会に任しちょるから観光協会がやればいいんですか。どうですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正です。

主催は観光協会になってるところでございますが、観光協会に任せきりというわけではなく、町のほうとしてもその広報活動等にはより努力は必要だと考えております。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 努力したら減るかな。参加者が毎年減るようなことあるんですか。皆さん、どう思います。努力が足りんのです。それかマンネリ化してる、そうでしょ。1年に山開きと、夏のキャンプ、それともみじウオークのとき以外で、寒田に行ったことのある職員、前に座ってる職員の方、手を挙げてみてください。それ以外でちゅうの、数多く行ったことある人ですよ。ちょっと手を挙げてみて。はい。

議長。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 見てのとおりですよ。誰も行ってないやないですか。それで、何をやりよるとか言ったって通りはせん。それはその寒田、築上町で特に寒田なんか空き家がどんどんふえて、そして小さい子供が神楽を舞ったりしてますよね。毎年見さしてもらうんやけど、いいことやな、継承していったらいいことやなと思うんです。ああいった場面で宣伝せんといつするんですか。京築神楽祭りか何か知らんけど、そんなときだけじゃなくてね、でしょ。出店もそう、近所の村の人たちが家で自前の何かを持ち寄ったりとか、生産物の山にあるものを集めてきたりとかやってますけど、あそこに行ったら楽しいねと言われるような行事が築上町ありますか、課長。
- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **〇商工課長(野正 修司君**) 商工課の野正でございます。

主なイベントとすれば、先ほどのもみじウオークそれとか築上祭りとかがございますが、なお 一層の集客に努めたいと思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 野正課長、防衛省の職員と同じです。やりたいと思います。努力します。結果がついてきていない。

俺らは議会で毎年、基地対で防衛省に行きますよね。合併して11年過ぎましたが、その間、 ずっと同じ案件を含めて、要望があったことを要望してまいります、要望書出します。ところが、 前向きに検討すると言いながら、全然何もできてないんです。

これ、課長、当たり前のことで笑うかもしれないけど、町はこの行事とかにお金出してますか、出してませんか。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **〇商工課長(野正 修司君**) 商工課の野正でございます。

NPO法人築上町観光協会の助成金の中に含めて、費用は補助金として負担しております。 以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 今言われてもわからないと思うんですが、大体幾らぐらい。
- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 済みません、ちょっとただいまそのイベントごとの額については手元に資料がございません。

以上です。

- 〇議員(11番 吉元 成一君) 総額、総額。
- **○商工課長(野正 修司君)** 総額で850万近くだったと記憶しております。 以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) なかなかよかったなと言われるようなイベントが、ここ数年あったと思いますか。
- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- ○商工課長(野正 修司君) 商工課の野正です。

私も4月に着任しまして、イベントには各種参加してきましたが、築上祭りにつきましては、 ちょっと天候も悪うございました。また、ウオーキング大会についてもあいにくの雨天でござい ましたので、参加者については、若干少な目かなという記憶がございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) なかなかいいことをやってるねということを外部からも聞かないんです。たまたまこの前寒田でもみじ祭りがあったときに、これもう少し宣伝して、京築管内、北九州からでも来れるような情報網を発信したらどうかという話もあったんです。北九州から来たお客さんみたいでしたけど、やっぱり案内状書いて出すわけじゃないんでね。ホームページも

あるし、何らかの形でやらないと。

それと800万の補助金を、言い方失礼かも、投げやりでやって、だからもう自分らは、そこが主催にしとるから、側面的に協力するんだという考え方だと思うんですが、それじゃあだめでしょう。

私は4月から今の課長の座につきました。だから前のことは余り詳しくわからないと言いたかったんでしょうけど、言わんでよかったですね。課長、役場に勤め出してもう何十年になるわけですが、知らんじゃ通らんのですよ。どの課長がどの課に配置されるかわからないわけですから。税金のこともわからないかんし、人権のこともわからないかん。商工産業のこともわからないかんと。

築上町でどのようにしてしたら、そのお金は生きた使い方ができるのかということを。じゃあ 補助金やってる観光協会や、観光協会が、今もみじウオークの場合は、観光協会もでしょうけど、 寒田の地域の人が一生懸命やりよんやないですか。

そういったところでね、話し合いをしながら、計画的に、こういうふうにしたらもっと人が集まるんじゃなかろうかとか、こういうイベントに変えたらどうかとか、もみじウオークね、もっと距離を長くしてくれとかいう人もおるし、いろいろあると思うんです。

そういったことを、今後あなた方が中心になって、そういった団体と会議をしながら、本当にいい祭りだったなと、いいイベントだったなと言われるようなものにするのは簡単なことだと思うんですが、課長、計画性を持ってやる気がありますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **〇商工課長(野正 修司君)** 今後についてはまた、観光協会とも協議しながら、集客者をふやせるような方向で前向きに考えたいと思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 商工課だけじゃないと思います。産業化にしろどこにしろ、補助金をすぐ投げやる。勝手にやってくれととられるようなやり方しかしてない。だから問題が起こるんです。先ほどから質問があったような問題が起こるわけです。1円から間違ったらいかんのが、役所でしょ。1円でも無駄遣いしないように、生きた使い方していただきたい。それやったら幾らかけても、皆反対しないと思う。課長、いつまで商工課長におるかもわかりませんが、おる以上は、やっぱり自分の職務を、何をやらないかんちゅうことをよく考えていただきたい、その程度のおさめておきます。よろしくお願いします。
- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **〇商工課長(野正 修司君)** 今後につきましても、なお一層集客に努めるように努力したいと思

います。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) しつこくなりますけど、集客だけじゃだめ。あすこに行ってよかったな、あすこの築上町のあのイベントは、なかなかいいな。1時間かけて車で来てもよかったなと思えるようなイベントにしていただきたい。よろしくお願いします。
- 〇議長(田村 兼光君) 野正商工課長。
- **○商工課長(野正 修司君)** 商工課の野正です。

来ていただいた方に、築上町はいいところがあるなと思ってもらえるようなイベントにしたい と思います。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 次に、公共工事の点数制度についてということで、質問事項に 上げてますが。広いんですね、これ聞くと。まず一番目に、指名委員会と指名登録審査委員会の 違い、どこがどのように違うか、執行部のほうからお答え願います。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君)** 財政課元島でございます。

指名委員会と指名登録審査委員会の違いでございますが、指名委員会につきましては、築上町が発注する工事について、その入札人を厳正かつ公平に選出し、業社指名の適正を期するために、 築上町工事請負業者指名選考委員会要綱に基づいて設置をしております。

また、指名登録審査委員会でございますけども、築上町建設業者指名登録選考審査委員会の設置規則に基づいて設置をしております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 課長、お伺いします。指名委員と指名審査委員の職務の違いについては、今あなたが読み上げたとおりかもしれませんが、このメンバー構成はどういうふうになってるんですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君**) 財政課元島でございます。

指名委員会につきましては、4名の委員で構成をしておりまして、副町長、総務課長、建設課 長、財政課長の4名でございます。また、委員長において、必要あると認めた場合は、関係課の 課長等を出席させ、意見を求めることになっております。 次に、指名登録審査委員会ですけれども、副町長、総務課長、建設課長、企画振興課長、上水 道課長、下水道課長、産業課長と有識者、今のところ町の指定検査員で構成をしております。財 政課のほうは事務をしております。

以上でございます。 (「もう一回いいですか。水道課」と呼ぶ者あり)

上水道課長、下水道課長、産業課長、それと有識者ということで、町の指定検査員でございます。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 4名は同じということですね、4名は。指名委員の4名と、それに上下水道課長と産業課長に指定検査員とこういうことですね。

じゃあ、総務課長、財政課長に一言でいいから問いたいことがあります。ランクを決めるときに、あなた方はどの業者がAランクでありBランク、どの業者がBである、その業者がCであるということを把握できるだけの、失礼かもしれませんが、これに詳しい能力を備えてますか。自信はありますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 八野総務課長。
- ○総務課長(八野 繁博君) 総務課八野でございます。

どちらかといえば、私は建設関係の工事等を過去にしたことはないんですけれども、前の前回 の資料等をもとにして、この会議等に挑んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) じゃあ指名を組む場合は、町のランク表がありますよね。これは登録審査委員会の別のメンバーを入れたところでつくったものと思いますが、Aランク、Bランク、これ土木ですよ、Cランク、Dランクということになってます。なってますが、この点数をつけるときに、あなた方がつける側にもいるわけですよね。でしょ。両方のメンバーの一員として入ってるわけですから。わからない人が点数をつけるんですか。わからない人がランクを決めるんですか。

ちょっとそこんとこが納得できんで、過去にも言ったことがあるんですけど、指名登録審査委員というのは、過去に建設畑におった人は、有識者としてこの指定検査員みたいな人は、検査員としてまあいいかなと思うんですが、過去、合併してからこっち、建設課長、建設畑、ずっと勤めてきて、建設に詳しい方が町内にもいると思うんです。そういった人たちを有識者として入れる考え方について、町長ないですか。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 指名については、町長の執行権でございまして、基本的には公平な形で 入れるような形で、今のランクといいますか、点数制度、これはもう県とかいろんな形の実績を 評価しながらやっておるというなことで、総務課長経験ないと言ったけれども、そういう書類的 な審査で、今うちのほう済ましてるとこですね。

そしてまた、町の実績のある業者については、最後の竣工検査のときの点数を参考にはしておると、こういう形にはなりましょうし、そういう形の中で、基本的には職員で十分間に合うんだと、このように考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) じゃあ、問い方変えます。町の土木工事について、金額でAランクは何千万からBランクは何千万から何千万まで、Cは何ぼというのを簡単に教えていただきたいのですが。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君)** 財政課元島でございます。

土木工事につきましては、等級別でAが工事の標準額が2,000万円以上、Bが1,000万円以上2,000万未満、Cが1,000万未満、Dが300万未満となっております。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) ちなみにその通りできてますか。指名組み言ったとおりできんでしょ。
- 〇議長(田村 兼光君) 八野副町長。
- ○副町長(八野 紘海君) 先ほどから点数制度と指名のランクという御質問でございますけれども、登録審査委員会については、全工事を発注してる全部の課長を大体集めてやっております。そしてその経験があるかないかというな感じですけれども、一応総合点、100点満点として客観的事項として、福岡県の評点を2分の1といいますか40点を足して、あと検査員評点の15点、担当課の評点20点、()点25点という100点満点でランクを定めております。そしてランクについては、一応A、B、Cという形で決めて、大体、今Aランクが30、Bが30、Cが19ですか、そういう形での業者さんを決めて、あと予定金額2,000万、Aの場合は2,000万以上という形で、一応基準は設けておりますけども、その基準どおりいってるのかどうかということでございますけども、原則としてはランクに基づいて指名をしてはいっております。ただし、地理的条件、受注の状況、指名の状況、そして業者を指名する種別等、あとは総合的に、委員長である私が総合的な判断として指名を行っている状況です。

以上です。

〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。

○議員(11番 吉元 成一君) 指名委員は4名になってます。その中で指名委員長が多分副町長だと思います。そうですね、副町長。ほかの3人については、僕は経験が余りにも足りないんじゃないかなと思う。だから、指名委員会の中で指名を組んだときに、攻撃の的になるのは副町長ですかね、いつも副町長が好き勝手してると。よくそういう話を聞くんですよ。だから、そうじゃなくて、ちゃんとしてるんだということを、僕はみんなに言わないかんから、きょうここに立ってこの質問をしてるんです。

だから、指名委員の委員長と3人は別でしょ。委員長が最終的に結論を出したものを町長に持って行って、町長が決裁印つくんでしょ、そうでしょ、町長。この3人が指名委員会の中で、意見をちゃんと出せてるんですかということです。出してます。

- 〇議長(田村 兼光君) 八野副町長。
- ○副町長(八野 紘海君) 年間に入札回数が20回ということは、指名委員会も二十数回行っております。そして、その中で今言った、総務財政建設の課の以外に、例えば上水、水道の工事の起工伺があった場合には、上水道課長をその指名委員会に入れて、そして意見を求めるという形にしております。下水道課の工事が出たときは下水道課、そして今回のように学校教育の学校建設とか保育園建設の起工伺が上がったときには必ず担当課長、もしくは係長を同席をさせて意見を求めます。その地理的条件とか能力とかそういうのは担当課長、担当係長の意見を求めて、指名の中に入れるっていうか指名をするような形にしております。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 当然そういうふうにしてるでしょうね。それだったら、守秘義務があるんやったら、今の課長さんを指摘するんじゃないですよ。過去11年のうちに、自分たち言うても意見聞いてもらえんちゅうようなことを発言したということを聞いたもんですから、そういうことはまさかなかろうねということで今日問いただしたんです。そういった、例えそういうことがあったとしても、表に持ち出してしゃべるような人は、指名委員にふさわしく僕はないと。そこを今後は指名委員を選任するにしても徹底していただきたい。そうしないと、誰か一人が悪者になるわけですから。現実ずばっと言うけど、副町長が勝手にしようちゅう言い方するんですよ。副町長、耳にしたことないですか。いいことばかりしやがってって。言葉は悪いけど、そういう言い方じゃあしないんですよ。じゃあ俺聞いてみるよと、僕が聞きましょうということで聞いたんですが。

今、土木がそういう決め方ですが、財政課長、建築部門はどういうふうにしてやってますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **○財政課長(元島 信一君)** 財政課元島でございます。

建築部門については、ランクづけのほうは現在行っておりません。県の経営審査の点数等を参 考にして行っております。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 前回、前回ってこの前じゃないですよ、過去において一般質問したとき建築はとこう聞いたら、どう答えたかというと、土木のAは建築のA、土木のBはBという判断をして指名登録審査委員会で決まっとるというようなこと言ったんです。今の話と全然違うじゃないですか。それはそれでいいんですよ。そういうやり方をしてるんやったら、ちゃんと委員会なんかで協議して、内規で決めたことやったら、それはそれで通してほしいんです。聞いたときによって違うとかね、でしょ。

例えば、1回指名を辞退しますと。指名通知を出すわけです。仕事したいでたまらん業者もいっぱいおるわけです。指名に入らない業者もいますよ、たまには忘れてね、と思います。ペナルティの業者もいるかもしれません。しかし、指名を辞退したとこには1回あけるというに自分は聞いとった。あけてなかった。1社だけあけてないんか、あけんで指名入れとるんかなと思ったら、ほかの辞退した人も入っとった。だからもう言いようがなくなったんですけどね、今回は。それも1回飛ばすとか、そういうのは内規の中できちっと決めとかんと、ああ言いよるかと思ったらこうしちょうと、好き勝手しようやないかと言われる元になるんですよね。そうでしょ。

町長は、先般の議会で僕は70%以上の件を出したときに、基本的にはそうと、そういうに言うて、そんな会社あるかって僕は、もう指名通知が行った後に、ここあるこれこれ今とったばっかりやちゅうたら、俺、知らんやったって。知らんじゃ通らんのが町長の仕事やないんですか。町長が、そりゃあ指名委員長がおるから任しちょって、間違ったことせんやろうと思うて印鑑つくんでしょ。指名委員長も気がつかんですることも、町長が気がつかんやった、指名委員長も気がつかんやった。課長連中も皆気がつかんやったらどうなるんですか。

これ生活権がかかっちょるんです、生活が、業者の。指名入る、入らんで。努力して割に合わなかったら、割に合わん仕事やったら俺もう辞退するわって言うんですよ。辞退しても入れますよっちしたら、自分の欲しくないで自分がとりたい仕事指名入れてくれるまで辞退したらいいやないですか。そんなことがまかり通したらいけんでしょ。

それと、町長先ほど言った、上限、入札価格の。我々は犯罪が起こる可能性がある。職員がしゃべらんやったらいいやないですか。聞き来て、しゃべらせようとしたら()つけて、一人で対応しなきゃいいんですよ。そこで指名委員会に進言して、指名停止にしたらいいやないですか。そうすれば聞きにも来んことなると思いますよ。

そうしないと、最低制限価格がわかっとったら、逆算すりゃ誰でも計算できるんですよ。そう でしょ。土工事が何ぼ、トラック代が何ぼ、生コン代が何ぼっちゅう、足していったら一番帳尻 が合うことしちょったら、最低制限価格で入札できるわけですから。今内訳書つくらせよるでしょ、つくらせよるでしょ。内訳書持って来てなかったら失格でしょ。入札前に内訳書つくり切るかどうか試してみよんでしょ、ちゃんと。僕は業者やないけど、僕でもできるよ。金額わかったら、日にちは1週間も2週間もあるんやけ。

そうすれば、本当に仕事のできる一生懸命やりよる人だけが残るようになるんですよ。ペーパーカンパニーと言われようところが計算することもできない、失礼かもしれないけど、可能性があるんですよ。本当にそれで生活して、家族を支え、従業員の家族まで支えている業者が、仕事がとれないという状況があるんです。そうでしょ、くじ引いて当たったら、() だけもろうて下請け出せばいいんやけ。そうでしょ。機械借りて、ちゃんと現場で汗水流して働く人は、もうけの計算までせないかんから、むちゃくちゃできんのです。

そういったことがずっと続いて、県の基準の単価なんか下げられてきたんですよ。だから今よく言われるやないですか、設計が安いって。設計は怒られてる。そんな設計してからとか。これだけ安うとっとるやないかちゅうて言われよるんですよ。

僕は、職員が職員としてきちっと襟を正せば最低制限価格は隠したほうがいいと思います。というのは、行橋は全部そうしてますよ。最低制限価格は公表してません。調べようと思ったらどんな方法でもあるんでしょうけどね。() の切る歩合も決めてません。1割であったり8分であったり、その仕事に応じて切ってあるみたいですよ。1回、1年それぐらい試してみて、業社が泣いてきたら言ったらいいやないですか。それもし切らんのやったら業者やめなしょうがないやろ。みんなそれしよるんやけち。

政倫ができて、議員が営業できない。物品の納入もできない。昔から贈答品屋しよっても議会 出とったら役所に何も買ってもらえないちゅう事実が築城でもあったですよ。でも、我々は補償 されてる、日本国民やったら二十歳になって、当該町におったら選挙権が与えられて、25歳に なったら被選挙権が与えられるわけでしょ。法律の侵害や。

土木業者、議員になれないち言わんばっかりのことやっとるやないですか。あれも法的に言うたら、請負金額の半額以下やったら、当該町でとってもいいんですよ。例えば私が業者であって、指名願い出しとって、年間1億、ことし1億仕事しました。築上町から4,800万受けました。県の農林事務所と土木事務所が五千幾ら受けました、たら合格なんですよ。それが高かったら必然的に議員失職させられるだけ、兼職の禁止。だけ土建屋さんが議会に出れないような状態も今できてるということです。不公平でしょ。本当にまじめに仕事をしてる人が、仕事ができるようなシステムを、僕は町としては考えていただきたいと。

でも権限はお宅にありますんで、違法やなかったらどんな内規つくってもいいんやないですか。 内規にありますからちゅや。そのかわり毎年内規は変えんようにしてもらわんと。僕は業者やな いけいいけど、業者がやっぱぶちぶち言うよ。そういうことです。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には現行の制度で入札予定価格も上限下限は、これは公開するということでいきたいと考えて。下限置いたらいろんな方が、先ほど言うたように、どうしてもあの手、この手でという形で業務の妨害にもなるし、それよりも公開して、それぞれがちゃんと見積もって出すと、そういう形にしてもらえれば、それはそれでよしとこのように考えております。それと政倫の分は、吉元議員言うとおりです。自治法では、2分の1以下の議員であっても2分の1以上超えない仕事であれば、当該団体の請負はすることができるということでなっておる。しかし、この政倫が議員立法でできたという、築城町はどうか知りません。旧椎田町の分は、議員立法でできて、それを合併のときにできて、それを合併のときに投資してきたという、一応経過がございます。そういう形の中で、ここんとこの変更をもしするんであれば、議員の皆さんの提案で変更はできるわけでございますので、御検討願いたいと思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 言うたらきりがないぐらいいっぱい聞きたいことあるんですけど、指名委員会、登録審査委員会とか、もうことし仕事終わりでしょうから、来年はきちっと聞かれたときに、何を言うですか、ちゃんとやってますよと堂々と言えるようなシステムを、町長つくるように指導してください。

最後になります。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) これは、町外のことだと言う人もいるかもしれませんが、京築水道企業団の伊良原浄水場の件について、町長がどの程度現時点で把握しているのか、お聞きしたいと思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には工事があるということで、予算額まで、今頭の中に入っていないんですけれども、一応伊良原ダムが完成したときに、ここから水を受けて配水をするというふうなことで、先般入札を行ったということまでは話には聞いておるとこでございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 町長、先般ってもう1カ月になりますよね。私は町長のほうに訪ねていきました。この水道企業のこの事業について、町長知ってますかって言ったら、町長、首長ばっかり集まる会何て言うんですか。運営委員会、運営委員会でちゃんと聞いとるはずっちゅうことは、向こうは言うんですよ。事務局のほうは。でも町長が運営委員の一人やから、築上町から負担金出しよるわけでしょ。農地の水ですよ。農地の水をいただくために、高い金になる

ような水を買わされるような状況が起きてるわけですが、その点について町長、何か調査しようかという気持ちありますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には運営委員会に提案されるのは、今後の事業計画、そしてそれの予算をどのように議会のほうに提案するかというふうなことの運営委員会への提案で、それとあとは、入札が終わったら入札の結果報告、それかあっとは決算を報告するということで、具体的な執行権については、いわゆる組合長っていいますか、理事長以下、それから議長とそれから次長といいますか選任の、これ議会選任でございます、議会の皆さんから一応提案して選任された次長がいますけど、この次長と。(「企業長」と呼ぶ者あり)企業長が、一応豊前市の市長が企業長という形になって、その下に次長がおるということで、あと次長が専任的な基本的な事務は、事務責任持って行っておるというのは、現状でございます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 町長、私が、町長がどこまで知ってるか、築上町として、旧椎田、築城は別にして、築上町になって、どれだけの負担金を出してるか、今出せるやないですか。 それわかってないんですかね。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 今、即座に何ぼちゅうてもわかってないけど、相当積立金も持っておるんで、築城、椎田のときから負担した金が大分預金されて、将来の事業費に使うという形で積み立て。現在では、今運営費を水代という形で払ってきておるというのが現状でございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 町長に聞いても知らないみたいですから、皆さんも、何で僕が こういう質問をするんかと思ってると思いますんで、かいつまんで、内容の説明を兼ねて、町長 に最終的にどうするのかというのをお伺いしたいと思います。

実を申しますと、私が旧築城町のときに水道企業団の議員として1期出たことがあります。その当時に伊良原浄水場の建設計画が起こった。多分、神崎市長が釜井さんにかわったぐらいのときか、それと行橋は柏木市長でした。

そのときに、設計がなされておる。当時の事務局ですよね、事務局側は、当時の設計で十分だという結論を出したんです。それが大体1億近い予算を六千何百万から8,000万ぐらい、8,000万ち言よったけど、支払いは六千何百ぐらいしかしてないんですよ。どういったわけか知らないけど。そういった内容は、僕は企業団の議員やないから僕には言わないんですよね。監査請求かなんかしないと言わないんです。都合が悪いことがあると思うんですがね。

実は、ここに庁舎を建てますというと設計を図面書くと思います。書くと言った、立てると言った町長が代がわりしたと。したら、特殊な技術のある業者の営業を受けて、図面をそっくり書きかえちょんです、この事業。この6,000万ての、いくばくかの金は我々の血税の中から負担した金なんですよ。知る権利があると思います。何でそういったことをしなければいけなかったかということを知りたい。

最初に落札した業者の方がもう退職されて、五、六年ぐらい前に来たんです。久しぶりやねちゅうて話を聞いたときに、伊良原の件うまくいったんやねっていうたらいいえそれがですね、聞いてくださいよと、こんなことは前代未聞と。図面は破棄されたんですよ。検査通して支払いが終わったのに、図面は跡形もないようにされたんです。次に、あなたがおる何ちゅうんですかね、立場。運営委員会にかけたと、事務局いわく。運営委員会にかけて了承を得てると。次に、新たなものを設計するための設計、これ600万ぐらいで入札出とるんですよ。そしたら最初にとったところは、競争になったら3割ぐらい入れないと取れない。町長さっき言ったでしょ。設計なんかは、底がないって。1円でもいいわけでしょ。普通考えられんことでしょ、1円とか10円とか、何百円とか、600万に対して。3%で落札してるんですよ、これは()設計ということです。

日にちがたつうちに、いろんなとこが営業来て、機械メーカーが営業来で、今の方式に変えたんです。膜処理方式。あの水をきれいにするために膜処理のセラミック方式というの使うんです。これは、皆さん知らないと思う、僕はもう入札が出てから、徹底的に争ってやろうと思ったから今まで黙っとったんです。したら膜処理方式のセラミックを使うのは、日本で1社しかないんです。メタウォーターという会社です。何とかちゅう会社と富士設計が提携してつくった会社です。その図面描いたらそこしかとれないんですよ。どこがとっても仕事には出すとは言いよる、品物は出すと言いよるけど、自分とこの値段に合わんと出さない。建物からして、下物からして16億ぐらいで、落札しました。それは入札の1週間ぐらい前に入札が出とるといったから、はっきり落札するという情報が入ったから、この業者が落札したら談合ぞと、企業団の事務局と次長と話したんですから。したら、普通やったら相手の業者にそんなのあったって言わんのですよ。言うと、頭かえてくるんですよ。町長がとるようなうわさがたったら、副町長にかえるんですよ、業界というのは。そのとおりとったんですよ。自分には何も連絡ないで、企業長のほうに言うとったら、企業長は、警察と、警察と言ったら恐ろしがると思ってね。警察と公平取り引き委員会と、それと業者に呼んで一筆とったと。誰も談合してないちなったと。だから異常はないちゅうことで入札かけますと。談合する前から私とりますいうのおるわけないやないすか。

5,000、1万円でも町民、市民の血税やないですか。16億の予算を絶対のもので、メタウォーターというとこがとってないんですよ。とらないと僕は断言したんです。水道機工という

会社が落札するんです。そこ落札したんです、ほんとに。それで町長に、入札前に言ったやないですか。そしたら町長が、企業長がこう言ったって町長はっきり言いましたよね。うみは押し出してもろうたほうがよかろうちゅて。言ったでしょ、町長。だから押し出す気になったから町長にね、築上町の町長として責任持って追及してほしいなと。我々が納得できるような回答がほしいんです。

それと、築上町で、公募型の入札が今度ありましたよね。議会承認を必要としてますよね、でしょ。議会承認を必要としとるでしょ。これ水道企業団は、議会承認がいらんちゅうんです。いらないちゅう。住民の血税を持って、16億ですよ、下もんだけ。上もんも16億何千万ってとっとるんですよ。ちなみに上物は、入札が公募を始めてすぐ、飛島建設がとるちゅうて言うてきた人がおるんです。何でかちゅうたら、その前に公募したら4社来た、4社来たけど3社が辞退して、飛島だけしか入札に参加しなかった。だから、運営委員会か何かが話したんでしょ。そう言うたでしょ。向こうがそう答えたの、うそ言うんあの人等、企業団は。

それで、検討した結果、入札は延期して、1社でもいいと。16億の金1社で入札していいって結論出したんです、水道企業団。うちの議長さんと有永委員さんが、今企業団の委員さんですかね。そんな話全く知らんでしょ。私は入札あるの待っとった。仕事しきんならしてみよちゅうぐらいの気持ちでおるんですよ。

入札のあり方とか何とか警察が入って調べりゃわかることやろうけど、設計費を6,000万以上の金を無駄使いして、どこがその補償をしてくれるんか。我々の血税から何百円でも出した以上、その補償を何百円ちゅうことはなかろうけ、どうして企業団、誰が責任をとるのか、それがやっぱり町長が出る会議でね、うちの議会で一般質問されてこうやったと言ってほしいと思いますが、町長追及する、私の要望に応える気持ちありますか。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) きょう一般質問でこのような質問が出たということは聞いてみようと思うけど、追及というよりも、実際どういう形で僕も1社入札とかそういうの全然知りません。いわゆる入札の執行権については、先ほど言った企業長と次長でやっておりますんで、我々のとこには一切相談ございません、入札に関しては。ただ、予算を承認するというだけのことでございますんで、それはそれで運営委員会があれば、こういう質問が吉元議員から出たが、これはどういうことかという話はしてみましょう。

以上です。

〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。

○議員(11番 吉元 成一君) 私が議員しよるから、そんなんかかわって金もうけしたいでし よんやろと思われたくないから、第3者に任す、詳しい人に。過去企業団に事務局にいた人のぽ ん友に任す。過去企業団のその位置におった人が言うには、耶馬渓ダムのこの水は、そんな処理 せんでも立派な水やと。いらん金使っても、使うよりも、今のままで十分やという結論出したで しょ。当時はそれで通っとったんですよ。それを何かするのに、根から全部ひっくり返してまで したって、裏がないとそういうことしないと思うんです。これあくまでも僕の憶測に過ぎないか もしれませんが。

それと町長、そこまで言えんちゅうことない、町長。相手の落札した会社に電話入れとるんですよ。企業団のほうが。あんた方会社にスパイがおるんじゃないかちゅて。確かにおったかもしれません、情報くれた人が。ほんならこの人よちゅて名前出したら、その人会社首になりますよ、悪いことしてないのに。下の仕事の件で、びっくりしますよ、みんな、16億の仕事で5億まくち言いよるんですよ。いろんなとこに。その話を聞いとったんです。その後に入札があった、ほかからも5億とっちょるのがおるなっちゅう話が出た。1人が言うんやったら信用ならんけど、2人も3人も全然関係ないとこが言うんですから。そんな高い水、何で我々築上町の町民が飲まないかんのですか。そんな汚い水を。

町長責任あるやないですか。町長、なぜ我々が任されて、町民から任されて町長になって、企業団に行って、一般質問はありましたやなくて、事実確認してほしいわけですよ。企業長も言うたちゅうたやないですか。うみがあるんなら押し出してもらっていいち。自分が悪いことしてないちゅうことを言いたかったんでしょうけど。結構ですよ。もう議場でそれから先は言わんでもいいかもしれんけど、押し出してくれちゅうけね、うんじょうけ押し出してあげましょう。

町長は、築上町の長として、私は住民の代表としてここに出てきて、飲み水の件で、町民が出した血税の中から負担した金がまともに使われなかったら、何でかと、町長それも知らんのかと言わざるを得んやないですか。ちょっとさっきの発言は、どんなもんかなと思いますけど。やっぱりそれは、本当かうそか、次長に言うたらええやないですか。

でもね、そのことすら、あんたんとこの会社から情報が漏れとんやないかっち言ったことすら、 お前んとこそんなこと言ったんかちゅう言えないんです、僕は。僕の連れも言えないんです。ま ともなこと言うた人が首になるんですよ。責任とれんでしょう。16億が5億動いたちゅうんで すよ。まだ動いてない、動くちゅうんですよ。

それね、うちの代表で出てる議員さん方、全く知らんのですよ。知るわけないよね。町長知らんのやけね。やっぱりね、議会にも権限を与えないかん、企業団の。そういうのを議会で取り組みをしてね、16億の仕事を入札があったら議会承認を必要とせんと、やっぱおかしいですよ。三十二、三億あるんですよ。上下で。1個はもうはっきり言うてもう生コン会社さんが言いよったやない。飛島しかおらんけ飛島が絶対とるちゅうて。今から営業行こうちゅて、ほんとにとっちょる。

そりゃやっぱ、やり直させるべきと、私は思うけどね。町長が企業長じゃないから、町長の立場で言える範囲のことを聞いていただいて、教えていただきたいと思います。どうですかね、町長。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) いろんな話がございますけどですね、これが事実であれば言語道断と思いますんで、一応、次長、企業長には、もう1回再度確かめながら、今んとこ、まだ証拠も何もないという話になってましょうし、ここんとこ証拠出てきたときには、これはもう司法の手に、もういく可能性もございますので、それはそれで対応してもらうようには要請してまいります。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 賄賂の問題やなくて、6,000万の件は証拠があるやないですか。設計をね、設計を没にしたの何で没にしたのかと。正答なる理由があったら言えるはずやろけ。それを私は企業団の議員やないし、ほかの議員さんも聞かれんから。そういう聞く機会とか、ああいうとこは集まったら、よしよしで終わる会議が多いでしょ。これから気をつけたほうがええよ。

とりとめのない質問になりましたけれども、強くそれを望んでますんで検討してください。よ ろしくお願いします。

.....

○議長(田村 兼光君) ここで一旦、トイレ休憩したいと思います。再開は10分ぐらいとりますかね、2時10分。

午後 2 時00分休憩

午後2時10分再開

- ○議長(田村 兼光君) 時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、4番目に、4番、有永義正議員。有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) 吉元議員に引き続きまして、3つの質問をいたします。よろしく お願いします。

まず第1に、築上町の魅力あふれるまちづくりについてということでございます。現在では、 どの自治体も少子化対策にいろいろな知恵を絞りながら、それぞれのまちの魅力づくりに懸命に 取り組んでおります。この我が町築上町についての対策について、お伺いしていきたいと思いま す。

平成19年度から平成28年度までの10年間、築上町第1次総合計画に引き続き、平成29年度から新たに平成38年度まで、第2次築上町総合計画が策定されました。この中の1つ、

ふるさと納税改革についていってみたいと思います。

このふるさと納税対策は、平成20年度から開始しまして、平成26年度の実績をピークに、27年度は大きく落ち込みました。なぜかということを平成28年度の9月に見直し、初めの8協力事業者、9納品返礼品から、25協力事業者、75返礼品に改善して、広報、インターネット等で呼びかけたところ、見直し後まだ2カ月もたっていないのに、今大きな成果が上がってきております。

私は、このことは、総合計画庁舎内のプロジェクト委員会等で職員たちが知恵を出し合い、この落ち込んだふるさと納税対策を真剣に考え、提言し、実効が結実した大きな成果だと思っております。これも築上町の魅力づくりの基礎と考えております。大いに、このいいことを内外に情報を発信して、築上町のよさ、魅力を広めてもらいたいと思います。

また、それとは逆ではございますけど、空き家バンク対策についてちょっと話してみたいと思います。平成25年度に取り組みを開始以来、平成27年度までは、ほとんど実績が上がってきませんでした。平成28年度のことしの4月から、宅地建物取引士の資格を持った嘱託職員を配置し、企画振興課の中で、対策を講じ、少しずつではございますが、実績が上がってきております。

新川町長も常々、空き家を利用した移住、定住対策を進めたいというふうに言ってきております。このことにつきましても、役場内のプロジェクト会議等で職員等の知恵を出し合い、提言等を出してもらい、より実績が上がる移住、定住の実績に結びつけたらよいと考えております。担当課長の考え方はいかがですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 企画振興課長。
- **〇企画振興課長(江本 俊一君)** 企画振興課の江本でございます。

先ほど有永委員が魅力ある築上町にするための施策についてということでございますが、先ほど、第2次総合計画でございますが、ただいま策定中でございます。年度末までを目途に、今、 鋭意策定をしておるところでございます。

先ほどのふるさと納税、それと空き家バンクにつきましても、総合計画で個別の実施計画としては、まだでき上がっておりませんが、これにつきましては、昨年度策定しました人口減少対策総合戦略の中で位置づけられておりますので、その位置づけを企画振興課の中で係員で課の中で協議しまして対策を今打って、ある程度成果が出ているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) この町内のプロジェクト会議の総責任者であります八野副町長の 考えはいかがですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 八野副町長。
- **○副町長(八野 紘海君)** 昨年28年、ことしの3月に総合戦略ができたわけでございますけど も、総合戦略まだ半年、7カ月ですか、1年もたっておりませんし、今子育てとか空き家とか、 各項目がございます。その項目について、今予算化っていいますか、実施化をするような体制に 受けて各課に指示といいますか、するような形にはしております。

ただ、これを全部やるとなりますと、莫大な経費、費用がかりますので、そこは課長には、これからの人口減少に伴う税収の減、普通交付税一本化算定による普通交付税の件、そして調整交付金も同じように、28年度から一本化算定になりまして、来年度から徐々に下がっていくというような、厳しい税制の中に状況に入っていきますので、そこは財政とにらみ合いしながら、費用対効果を考えてするものはできるものは実施してくれということは、課長にはお願いしています。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) 先ほど担当課長も言っておりましたが、合併12年になりますが、 平成18年の合併以来、人口の推移は、毎年自然減が130名から150名、流入者より流出者 が約90名程度多く、そして毎年築上町では二百二、三十名の人口が減っております。このまま いけば、先が懸念されます。それで、それではいかんということで、何とかみんなで知恵を出し 合って、考えることが必要となってきます。

流出した町民への聞き取り調査、また対策に何が必要かを真剣に考え、対処していくことがさらに重要になってくると思っております。町民、行政、議会が一緒になって知恵を出し合い、築上町の今あります多くの魅力を引き出す努力、また魅力をつくる努力が、今後ますます求められていると考えております。

町長は、このすばらしい環境の築上町の多くの魅力あるまちをさらに魅力あるまちにして、町 外から築上町に住んでみたいという移住者がふえるためには、どのように考えておりますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) まずやっぱ人口減ということで、これはもう本当に合併してから約2,500人ぐらい減ってきております。これもう本当世の中の全国どこでも同じような状況でございますけれども、特にやっぱり働く場所のなさが、やっぱこれに歯どめをかけているというのは間違いない。そして昔は農業でも食べていけたという形になりますけれども、今は農業は、一応耕作規模を大きくしたり、経営規模、いわゆる施設園芸でも多くのやっぱり面積で、施設園芸やらなければ食べていけないような状況になってきてると。

それから、林業もこれは非常にやっぱり山だけで食べていけとる家庭もあるわけですけど、な

かなかそうはいかないということで、非常に一次産業が、所得が稼ぎにくくなってきたというのが、この我が町の人口減の一番の要因だろうと。このためには企業誘致と。そして、企業たってさりとて今航空自衛隊築城基地控えておるんですが、なかなか来ようとしなかったけれども、ようやくきょう、後の議案で提案させていただきますけれども、企業がようやく1社、議決していただければ決まるというふうなこともございます。

それとあと、子育てとかいろんなやっぱり町の施策の中で、自然を愛する、自然の中で生活したいという方も何人かはおります。そういう人たちにも来てもらう、そしてそのためには、やっぱりささやか農業ができるような世帯に来ていただけるといいますか。

例えば、定年退職者で田舎で暮らしたいという希望する方等もおりますので、そういう人たちの都会のほうでリタイアした人が、空き家対策という一つの意味込てもそういうPRをかねながら、やっていくということも必要ではなかろうかと。ありとあらゆる形で、人口減を食い止めるというよりも、これ以上減らないという方向性をひとつ持っていかなければいけないと。

というのは、平成40年には日本の人口が8,000万人とも9,000万人とも言われる現象は、これ間違いなく起こるというふうな推計値が出ております。よほどの変化がなければ、日本の人口は減ってくる。これはもう少子化のためでございますし、それと結婚しない若い人たちが多くふえてるというのも一つの要因でございますし、社会現象がひとつまた変わればふえると思いますけど、なかなか社会現象が変わるような要因は、今の日本にはないようでございますし。とにかく減らないような施策、そしてどこも今必死で、だから、どこも今金太郎あめを切ったように、地方創生、地方創生ということで、どこも頑張ってますけれども、頑張る中で、それ以上頑張ったところが少し人口の減りが少なくなるんじゃなかろうかなと、このように考えておりますし、極力減らないような施策をということで、まずはやっぱり企業誘致、そして自分の町で就職できるような () をどんどんつくっていくというな大事でございます。今度の総合計画の中でも、ぜひ企業誘致用地を確保すると、そして、この運動を展開していくということが大事じゃなかろうかなと、このように考えております。

〇議長(田村 兼光君) 有永議員。

○議員(4番 有永 義正君) 町長は、第2次総合計画でも最高責任者でありますので、その今の気持ちを忘れないように、真剣に取り組んで部下を激励して、取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ次に進みます。2番目の築上町のごみ対策について。五、六年前に町が、ごみの入れ物をほしい人には補助をしてするというふうにしておりました。また、RDFですか、あれを大牟田のほうに持って行っていただけたのが、今度は宇部ですか、そこに変わったという話もちらっと聞きましたので、今築上町はどのように取り組んでいるかを根本的に聞いてみたいと思い、こ

の質問をしました。

まず、今の現状では、家庭ごみをどのように処理をしておりますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- 〇環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

一般ごみの取り扱いということでよろしいですか。今現在につきましてなんですが、現状についてからちょっと説明させてもらいます。平成23年から27年度までの過去5年間の処理実績をもとに説明します。

ごみの総重量といたしましては、年間約5,050トン前後で推移してます。そのうち、可燃 ごみにおいては約4,500トン前後、不燃ごみにおいては約970トン前後です。平成28年 11月現在におきましては、総重量前年比と比べまして約130トンの減少になっております。 次に、処理の委託業者なんですが、可燃ごみRDFにおきましては、平成26年度までは、大

牟田リサイクル発電株式会社で処理を行っていました。そして平成27年度からは、宇部興産で 処理を行う。不燃ごみにおきましては、それぞれの専門業者にて処理を行っています。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) RDFの大牟田等に持って行く可燃ごみの処理ですね、これはどのくらい大体経費がかかるんでしょうか。
- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- 〇環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

RDFの関係につきましては、処理の量といたしましては、年間約2,200トン、今つくられてます。そして経費につきましては、年間約1億3,300万円ほど経費がかかってます。 以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) RDFの灰の処理が2,200トンで、これ大牟田に出したときは9,500円、間宇部興産で1万500円かな、5,000かな、1万5,000円ということで、非常に大分高くなっております。というのが、大牟田のときはm基本的には向こうが足りないということで9,500円で処理をしていただいておったと。そして加盟団体は、それを超える金額でしておりましたけども、最初から契約は9,500円ということで、向こうもいらないというわけにはもう一応、こっちは辞退しなきゃならん状態でございまして、宇部興産のほうに切りかえた、そのときにちょっと高くなってきたという現状でございますし、この灰の有効的利用っていうの、僕今考えてるですけど、なかなかまだ実行には移ってないというのが現状です。以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) また今、築上町では何品目に分類をして再利用、再成果を進めていますか。
- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

分類といたしましては、可燃ごみ、そして、瓶、缶、その他類、そして粗大ごみ、その他につきましては、あとは乾電池とか蛍光灯とかというふうに分別を行っています。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) 要するに、再資源化はどのくらい前にそれを持っていってますか。
- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

再資源化ということで、数量的にはちょっと今資料がありませんけど、リサイクルの関係といたしましては、缶とか瓶とかは処分業者にて処理を行ってます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) 先ほどのRDFの経費でも、年間1億3,000万、またこのリサイクルもえらい分類が少ないですね、かなりかかってると思います。ちょっと、ほかの市町村の例をちょっといってます。御承知のように、大木町は、福岡県の大木町は、リサイクルを徹底し、ごみやごみの焼却や埋め立てをゼロにするというもったいない宣言を2008年に打ち出し、ごみゼロに向けて努力しております。

また、2013年、5年前からは、ごみゼロコンテスト等を行い、町民の再資源化リサイクル 意識を高めております。この大木町では、26品目にごみを分類し、再資源化に回しております。 2005年のごみの排出量を基準に削減量を調べてみますと、2014年には家庭の不燃ごみは 97.6%まで削減されたそうです。

それから、家庭の可燃ごみは57.7%まで削減されたそうです。そして、この前も視察に行きましたが、生ごみ、し尿は、2006年より稼働しておりますリサイクルプラント大木循環センターで生ごみ、し尿を発酵処理し、発生したメタンガスで発電、残りのかすは有機肥料として再利用をしています。

町民全体でごみを出さない地域づくりを進め、循環型社会の先進地として、町のブランドにしたいと、当時の責任課長が言っておられました。

また、四国の徳島県の上勝町では、2003年に日本で初めて2020年までにはごみをゼロ

にするというごみゼロ宣言をした町でもあります。小さい、人口わずか1,700人程度の町ではありますが、ごみ収集車が来ない、ごみ収集車は走っておりません。そんな町でもあります。

個人、個人がまちの中心地にある日比ケ谷ごみステーションに、これはNPO法人のゼロ・ウエストアカデミーというNPO法人が経営しておりますが、そのごみステーションに、町民がそれぞれ朝の7時半から2時までの間に、正月三が日を除き、毎日運び込んでおります。ステーションの中には、34の余り大きくないけどコンテナを並べて、コンテナの一つ一つに、それぞれの資源の名前を書いた紙が貼ってあり、二人のアカデミーの職員が交代で町民に分別の仕分け等をしております。

生ごみにつきましては、1991年に国の補助金を活用して98%の町民が生ごみ処理機を購入して、これで生ごみを堆肥にして、それぞれの家庭で使っています。

また、ごみの80%がリサイクルされ、資源化され、家庭で堆肥化されている生ごみを含めますと、58%から90%がリサイクルされているそうです。再資源化をされているそうです。ちなみに、このリサイクル率の全国平均は15%だそうです。また、多品目に分別することにより、ごみの処理費用が半分以下になったとのことです。

そして、壁に張っておられたが、最終的には60品目ぐらいに分類し、資源ごみに分け、業社に引き渡しているそうです。新聞紙1キロは5円とかそういうふうな値段まで書いておりました。それで、先ほど担当課長から七、八品目への分別について上げておりましたけど、築上町のごみゼロまでいきませんけど、ごみを限りなく少なくして取り組むという考え方はございませんか、町長。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) ごみは少なくなるほうが町の経費が少なくなるということで、基本的には農地を持ってる、自家用の畑とか、そういうの持ってる方はコンポストを提供しながら、生ごみは自分で堆肥につくっていく、その畑に入れてもらうとう選択は、今もとっております。これの普及もやっておりますけど、最近では余りこの、例えばボカシ入れたりとかそういう形で堆肥でつくってる方は多々ありますけど、最近ではあんまり聞かないですね、新しいコンポストくれとかいう。これもやっぱり普及をもうちょっとすべきかなと思っております。

そういう形の中で、上勝町の例も私も十分知っておりますけど、非常にやっぱり地域的なものがございます。人口が少ないのと、それから少ない中でも集落の皆さんが協力し合って、基本的にはごみを出せない人は、近くの人が自分の軽トラックに乗せて集めて、集積場まで持って行っておると。そしてそこで分別をまたやっておるということで、燃やすごみはもう1割しかないという話も私は知っておりますけれど、なかなかそのまねはできないですね。広範囲なこの築上町ではそれはできないと。

それと大木町の例もございましたが、大木町も実際、し尿を液肥するの、うちの町も見本になりました。そしてそのときに向こうが考えたのは、生ごみも一緒にということで、我々はもう生ごみもRDFにしておるというふうな状況で、このRDFの私は使い方、もうちょっとこれを町内で使いたいなと思っておるんですね。この灰の処理を町内で灰といいますか、RDFを燃やして、町内で燃やして町内で灰の処理をすると。そして、そうすれば今、宇部に払ってるのが3,300万ほど毎年払ってます。10年すれば3億3,000万になります。この分を自分で処理すれば、それがいらなくなるという形になって。そしてまた、副産物という形、もし発電すれば、電気代も安くなるとか、いろんな形になってくるんで、総合的な形で、対応を考えたいなということで考えたけど、なかなかまだ職員のほうの実行力がまだなかったといいますか、これはもう前から言ってるんですけど、なかなかやっぱしそこまでいきつかないというのが現状だということで、何だかこれも率先しながら、私は今後やっていきたいと考えております。

そして、ひとつ、し尿の維持管理費、これについては、我が町のほうが非常に安上がりにいってます。というのは、向こうは嫌気性発酵ということで、完全に密封しながら、非常に管理費が、私どもの分は好気性発酵ということで、空気を中に送り込んでやって、それで発行されるということで、非常にいろんなものについては、築上町のほうが格安にいっておるというのが現実でございまして、大木の分もまねするところはございますけど、逆に私ども超えたところも動きがございますが、基本は我が町のやり方でやりながら、これをまたある程度いろんな方向性で、使っていく方向性出てくればいいかなと、このように考えておりますし、来年からは、築城の分も一応肥料化していくということで、今工事のほう順調にいっておりますので、そういうことで、この液肥化ちゅうのは、築上町としては、捨てないで、ずっと今後も、やはり液肥の町、築上町もこれは一つの魅力になるんじゃなかろうかなと思っておりますんで、そういうことで頑張っていきたいと、このように考えております。

以上です。

〇議長(田村 兼光君) 有永議員。

○議員(4番 有永 義正君) 私も、今町長が言いましたように、有機液肥の町、来年からは築城地区の分も含めて、し尿を利用した循環農業の町を、これは大きな築上町の魅力のもとと思います。それはそれでもって、生かしていただき、可燃ごみ、不燃ごみの、要するにごみをゼロにするという方向性だけは見失わないで、地球温暖化もありますし、地球汚染もあります。そういうことを、今から少なくするのが私たちの役目ではなかろうかと思います。

それで、また町の広報紙等を通じて、町民にも資源化、リサイクル化、今度はごみ減量の方法 等もこの町内のそういうプロジェクト会議等を考えていただき、進めていただきたいと思います。 これは、要望です。 それから、3番目であります。これは定住対策課の設置についてということであります。定住対策につきましては、定住対策、移住対策につきましては、今後の大きな町の課題でもあるし、取り組み事項でもあるし、また町民が期待してるところでもあります。

今は、企画振興課の中で対応しておりますが、移住、定住の実績は、なかなか上がってきておりません。企画振興課の基本目標の中に、誰もが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくりがあります。誰もが住みよい移住、定住環境の充実対策を行う、また空き家、古民家の有効活用の促進、移住、定住に関する情報の提供の強化。暮らし易い生活圏の形成等を行い、移住、定住対策を進めるというふうに聞いております。

また、今、流入人口より若者の流出が多いので、流入促進対策も上げております。それで、これらの目標を達成するためには、どのように行動に移すか。町内のプロジェクト委員会等で知恵を出し合い、移住、定住対策については、私は考えてますが、若者たちがどうしても、その中心になってきます。また家庭をつくり子供を生み、子供を育てていかなきゃなりません。それで、若者たちをターゲットにして、活動指針を明示し、施策を講じなければ、いつまでたっても移住、定住の実績には結びつかないと思います。

それで、一つの例として、上毛町も前の鶴田町長のときから、若者専用住宅を建てて若者を入れると、こういう施策をしてきております。まだ、今の坪根町長も築上東高の敷地を県に払い下げてもらい、77戸の区画に整理して、実際に、今でももう百何十人が地区外から上毛町に入ってきております。

それで、築上町でも若者専用タウン、タウンちゅうほど大きな面積ではありませんけど、六反田住宅の跡地も8区画見たらあります。1区画が大体300平米でございますが、8区画ありますので、これを手始めに、若者専用、要するに分譲地として町は広報、インターネット等を通じて売り出してはどうでしょうか。

また、若者のためにも、売り出し価格をある程度手が届くような価格に設定して、そういうふ うにしたらどうだろうかと私は思います。

それから、もう1つ私が今考えていることは、南別府住宅団地、あの広い南別府住宅団地をですね、A、B、C、D、Eとかそういうゾーンに区分けして、計画的に分譲地を町が造成する。そして、例えばAゾーンに、今居住している町民の方には、町が優先的に住宅地を住宅を斡旋して協力してもらう。そうすれば、計画的に町が分譲地も新しく金を出してよその土地を買うてするじゃなくて、町の財産をそれを有効に活用して、若者たちに優先的に提供する、そういうことが必要ではなかろうかと考えております。

それで、そういうことをするためには、企画振興課では、御承知のように、多くの職種を担って、業務を担当して、一人の職員が、これはほかの課もあるかもしれませんけど、特に企画振興

課では、一人一人の職員が幾つもの職種を兼務して、業務に携わっている感じがします。このような進め方ではなかなか今後の築上町の移住、定住対策の実績には、ほど遠いというふうに、私は考えております。

企業では、毎日の目標設定あるいは1週間の目標設定、あるいは毎月の目標設定を行い、目標 達成に向かって一人一人が、目標達成意識を高め、力を合わせて目標必達に向けて死に物狂いで 企業は努力しております。

行政は、ちょっとその点につきましても、甘いんではなかろうかと感じております。目標達成 意識が高ければ高いほど、目標の達成は実現できるものです。町長の考えはどうですか。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 基本的には有永議員が指摘しておるようなことも考えられますけれども、まずやっぱり住宅用地ですかね、いわゆる六反田跡地、これは中学校建設前見直ししようということで販売見合わせてますけれど、当初からこれは売り出すと。ただし、若者だけのものではございません。やっぱり幅広く住民をふやすという形の中で、販売をしていくという方向性で今おるわけでございます。

そして、南別府と東八田団地、これも逐次、家が空き家になれば取り壊しをしながら、ある程度皆さんに出て行ってもらった形がたくさん出てくれば、今住んでおる方もいろんな方向性で転居を促すような施策も必要かなと。その後に、区画分譲をしながら、売り出しをしていくという形になろうかと思いますけれど、まだちょっとまだ残ってる戸数が多々おりますんで、そこんとこ皆さんと話し合いしながらという形になります。

なかなか皆さん、住みなれたところですね、移住しづらいという面もあるようでございますし、 そこんとこお互いに話をしながら推進をしていこうと、このように考えたとこでございます。

そしてまた、課の申請ですか、これ合併当時、約260人近い職員がおったんですよね。それがようやく200人の減になってまいりました。また、課をふやせば職員が必要になってくるという形になりますし、現人用では、課の統合を私考えていかないかんかなというところまで今きてるんです。そうしないと職員が足らないという。どこの課からも課長からも職員ください、職員くださいって言われるけど、なかなかその要望には応えられないと、やっぱ200人という目標がございますので、200人前後の職員数でいきたいなという考え方も。そうすることによって、人件費がある程度抑制できるというふうなこともできますし。

そこんとこで、職員が努力しながら、担当部署、きょう企画持っておりますけれども、ほかの 部署に変えてもいいような状況もなりましょうし、定住促進という形になれば、これは都市政策 課あたりでも、これ当然その一つの役割になってくるんじゃないかなと思いますし、そこんとこ 課の統合を考えながら係はある程度充実しても、課はふやすことは、ちよっとこらえていただき たいという私の今の思いでございます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 有永議員。
- ○議員(4番 有永 義正君) 例えば町長が今、南別府団地には、まだかなりの住民が住んでいると、そしてその住民がある程度、家からでるようになったらその前にある程度考えていくというふうにおっしゃったけど、なかなかそういう考えでは、私は10年たっても20年たっても、要するに町の第2次総合計画をいかに実現、実行するか、そしてまた、() ためには町が主体性を持って、例えば住民を説得して、町が責任を持って住宅の斡旋をすると。それで、こういう分譲計画を持ってるから、協力してくれんかと、そういうことも大事ではなかろうかと思います。とにかく積極的に職員を動かして、そして活発に事業展開できるように期待します。

先ほども言いましたけど、上毛町に行ったら職員の目の色が違います。そして、役場職員が企業の職員に比べて悪いというふうには、私は思いません。それもやる気を出して、誠心誠意、真剣に取り組むちゅうことは一番大事じゃなかろうかと思います。今後の町長がリーダーシップをとっていくことを期待して質問を終わります。

.....

○議長(田村 兼光君) それではここで一旦、トイレ休憩いたします。再開は、3時10分から とします。

午後3時01分休憩

.....

午後3時10分再開

- ○議長(田村 兼光君) それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、5番目に3番、宮下久雄議員。宮下議員。
- 〇議員(3番 宮下 久雄君) それでは、質問の要旨に基づいて質問いたします。

最初に総合計画についてですが、担当課長にお聞きします。

まず、現在までの進捗状況、それから、策定の体制、それから、町民アンケート調査結果、も う発注してると思うんですけども、受託業者の計画に関する寛容範囲についてお答え願いたいと 思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 江本企画振興課長。
- **〇企画振興課長(江本 俊一君)** 企画振興課の江本でございます。

先ほどの総合計画についてでございますが、まず進捗状況につきましてですが、これは経過を 含めてでよろしいでしょうか。

まず、本年度4月の20日に総合計画の策定の支援業務の委託契約をしております。相手は株

式会社ぎょうせい、金額は594万円でございます。その後8月26日から9月の9日にかけて、町民の16歳以上の町民を対象に2,000名のアンケート調査を実施しております。回答者は740名、約37%程度でございます。同時期に、転入、転出者に対して、その動機、理由等を重点的にお聞きするアンケートを別途実施しております。そして9月23日に町内の策定委員会の第1回プロジェクト委員会、これは係長級を主体とするいわゆる実施策定部署でございますが、これを開始しております。そして9月の24日に総合計画審議会議を発足いたしまして、第1回目を開催しております。

続きまして、9月30日に町議会住みたいまちづくり特別委員会において、総合計画の策定方 針、スケジュール等を御説明させていただいております。

そして10月の29日、11月5日の2回にかけて、町民を対象にいたしました、築上未来づくり住民ワークショップを2回開催しておりまして、その中で町民の方もワークショップ形式で御意見をうかがっております。

その後11月4日から24日にかけて、各課の現計画の進捗状況、また現状問題点をヒアリングを行っております。

そして11月4日には合わせて町長、教育長のトップインタビューを実施して町長的考えを覆聞きしてお伺いをして、計画策定に反映をするということでございます。

11月10日には、第2回のプロジェクト委員会、そして11月25日に第5回審議会、そして本日12月7日第3回のプロジェクト策定委員会を、今支所のほうで開催してるところでございます。

現在プロジェクト委員会では町の将来像について意識の統一、各分野での進む方向性そして現 状等のギャップについて検討を重ねております。原案は、今作成中でございますが、1月末ぐら いを目途に原案を作成する予定でございます。本年度内に作成に向けて、鋭意努力しております。

策定の体制については、先ほど一部説明をいたしましたが、第1次の策定体制は、総合計画審議会は11の部会を終えて、それぞれ部会において協議がなされましたが、今回は全計画を基本的に踏襲する、第2次計画でありますことから、役場中堅職員プロジェクト委員会を中心に原案を策定をしているところでございます。

また、本部会議、また審議会等を行っていく、その原案に対して御意見をいただくということ でございます。また、町議会に置かれましても、適切な時期に御説明御意見を伺いながら、策定 を進めていきたいと考えております。

住民アンケートにつきましても、先ほど経過のところで少し説明いたしました、住民アンケートにつきましては、築上町の人口構成に合うように、年代ごとに配布数を調整し、特に若者の意見を従前より多く取り入れるように、配布をしております。詳細については、アンケートの集計

結果ができておりますので、後日御呈示をさせていただきたいと思います。

そして、受託者の受託業者の会員の範囲ということでございますが、先ほど市が4月の2日に確保いたしまして、本計画にかかるコンサルタント、行政さんでございますが、支援業務につきましては、アンケートの集計、各ワークショップ、結果の取りまとめ等を行っていただいております。原案については、町内プロジェクト委員会で原案を作成し、この議案に対してコンサルであるとの見地から御意見をいただきながら、案を作成していく予定でございます。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) それでは、原案は職員がつくるわけですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 江本企画振興課長。
- **○企画振興課長(江本 俊一君)** 企画振興課の江本でございます。 基本的には職員がつくるということでございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) それは、大変すばらしいと思います。そういう立派な計画書ができても、職員の関係のないとこででき上がったものだったら、多分()まんまで生きてこないと思いますので、本当に職員が関与して、自分が作ったものだと思うように、そういう計画書をつくっていただきたいと思います。それは大変賛成いたします。

住民アンケート調査の結果、あとでくれるということですが、大体どういう傾向が出てるとい うのがわかったら、簡単でいいですが教えていただきたいと思いますが。

- ○議長(田村 兼光君) 江本企画振興課長。
- **〇企画振興課長(江本 俊一君)** 企画振興課の江本でございます。

住民アンケートについては、ちょっとかなりボリュームがあって多岐にわたっておりますので、 主要なものを申し上げますと、まず築上町が住みたいと感じる点につきましては、自然環境がよ いと回答の割合が60%を超えております。

一方で、町の雰囲気活気によるにぎわいがよいが 2.2% と最も低い割合になっておりますので、この辺が課題になっているところと思います。

町内に住み続けたいと回答していただいた方には、築上町に愛着がある、自然環境の良さがあるということが理油に上げられております。

また、移りたいと回答していただいた方には、日常生活の不便さ等の将来性、発展性がないなどが挙げられており、こういうことも参考にしながら議論をしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。

○議員(3番 宮下 久雄君) なかなかおもしろいところが見えてると思います。そこら辺にメスを入れて、いい計画をつくってもらいたいと思います。

審議会は、どういう体制なんですか。大体何名で、どこら辺の方々が選ばれてるとかわかれば 教えていただきたい。

- 〇議長(田村 兼光君) 江本企画振興課長。
- ○企画振興課長(江本 俊一君) 企画振興課の江本でございます。

審議会につきましては、町内の各種団体から推薦をいただいて、農業組合、認定農業社連絡会、観光協会、文化協会、老人クラブ、体育協会、その他各種団体あわせて学識経験者として、九大農学部の福田先生、北九州市立大学の()ということで、先生、またNPO法人まちネット九州の北村先生などの学識経験者の方をいただいておりまして、全員で22名でございます。以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) 議会のほうには、ある程度済んだら説明いただくということですが、ほかに議会が関与するようなことは考えておりませんか。
- 〇議長(田村 兼光君) 江本企画振興課長。
- **〇企画振興課長(江本 俊一君)** 策定中でございますので、今のところは素案ができた時点で御 説明いたしまして、御意見等をお伺いし、最終計画に反映をしていきたいと考えております。 以上でございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) じゃあ、町長にお聞きしますが、今、人口減少、高齢化、ということが本当に大きな議題になっております。これ、この町だけじゃなくて日本全体ということで、日本は大丈夫だろうかという心配があるというような状況でありますが、ただ一方には、集まるところには集まってると、福岡市には集まる、北九州は減るというところも見えてるわけなんですね。全体的には減るということなんですが、集まるところには集まるというのもあります。

それで、今国が一生懸命になってる()やってくれてるということなんで、地方創生というか叫び回っておるわけなんですが、こういうことに町長特別な思いがあれば、総合計画に入れてほしいんですが。団塊の世代がもうそろそろ70になろうかということなんです。そうするともう人口が減るのは一気にという事態になってまいりますんで、ここでもう一回地方のほうから頑張らなくては国がもたないというところの心配もあります。

そこでこれからまちづくりについて特別な考えがあれば、総合計画にどうしても入れてもらいたい、議会の意見も聞いてくれるということなんで、そのときは議会の意見も十分反映して、そういう総合計画をつくってもらいたいと思っておるわけです。何か町長は意見があれば。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 計画の中で、人口増対策という形になる、私のほうがヨーロッパに行きましたけど、エコヴィレッジと、一応環境問題を考える人たちがそこに集まってくる、村をつくると、新たな村を20年前にそこにつくったというふうなことで築上町に100戸規模のエコヴィレッジができないかなという思いはあるんです。そして、全国から、地球環境を考える人、そのかわりそこの村は全部省エネという形で太陽光したり、雨水をためてその水を使ったりとか、もういろんな形でCO₂を約40%までに減らすと、自分たちが排出するものを普通の世帯の40%までに減らす、60%に減らすと、電力も50%に減らすと、そういう村づくりをひとつやって、そういう特色のある村づくりができたらどうかな、そうすればそういう形で、そのかわり働く場所もつくってあげなければいけないという問題もございます。やっぱり働く場所とそういう特色のある、ひとつ新しい団地づくりですかね、そういうものもいいなというふうな思いがあるんで、もし審議会のほうでそういう形を入れていただければ、それに向かって頑張りたいかなと思ってるとこでございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) ぜひとも期待しておりますんで、すばらしい総合計画、また生きた総合計画にしてもらいたいと思います。

それでは、2番目に移ります。築上塾についてということであります。教育委員会のほうで中学校2年生ですか、3年生と小学校4年生ということで始めております。自分の周りもこの塾は子供たちも親も大変喜んでいるという声を聞いてるんで、本当に期待しております。狙いはどういうところにあるか、現状はどういうふうになってるか、まずお聞きしたいと思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- **〇教育長(亀田 俊隆君)** お答えします。

築上塾は、いろんな目的があってつくったものでございます。大きく3つ私は考えておりまして、1つは、築上町の子供は築上町で育てるという原則を勉強の方面でもしたいということでございます。子供たちの学力、小学校4年生が小学校のほうでは学力の曲がり角と、高学年に向かう一番重要な学年ですと聞いておりますので、小学校4年生、中学校は3年生というふうになっております。

やっぱり学力を高める、向上させるというのが第一の目的でございます。それとその学力を高める上で、地域の保護者の方に子供たちに学力というものをつけることは大事なんだという意識を持っていただくということも、一つの考え方としてございます。

本来、勉強は学校でするものでございますけれども、どうしても学校の中で学力の差がやはりどうしても出てまいりますので、この塾で、基礎的な力をつける子供たちと、もっともっと難し

い問題にもチャレンジしたいという子供もいますので、そういうふうに習熟度を上げて、10人程度のクラスに分けて、その子供に適した個別の授業ができるようにという形で行っております。

2つ目は、家庭において経済的負担を軽くしたいということもございました。小学校の子供たちは、いろんな習い事もしている子供も多いと聞きますし、中学校は個人的な塾は行橋とかあるいは学習塾に行って塾費がかかる、それから部活動費もかかるというふうに聞いておりますので、そういった保護者の負担が少しでも軽くなるということで、この塾を無料で町のおかげで無料で提供できるということが2つ目でございます。

3つ目は、子供たちのお互いの交流を図りたいということもございました。小学生、椎田校区、 築城校区それぞれ、小さい規模の学校の子供がほとんど来てくれてまして、大きな、そう大きく はありませんが、椎田小、築城小の子供たちと一緒に机を並べて勉強しております。

椎田小学校では4つのクラス、築城小学校では3つのクラスに分けてまして、小規模の子供たちを全部ばらしておきます。それは、そういう子供たちをお互いに机を並べて勉強するというのが、非常に子供たちにとっても刺激になるし、交流にもなります。

それから中学校は、2つの中学校で今やってますが、ほんとはまとめて1つの中学校でやりたかったんです。築城中学校、椎田中学校ですね、ごちゃ混ぜにしてやりたかったんですけども、学校のほうがちょっとやっぱり、それは少し待ってほしいと、いろいろ生活指導とか生徒指導面が、ちょっと心配な面があるということでできませんでしたけど、今後の課題としてそれは考えてるところでございます。

以上、学力の向上としれから家庭の教育費の負担軽減ですね、それと最後は子供たちの小小、中中の連携と交流ということを目的としております。

以上であります。

- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) じゃあ小学校、中学校、現在生徒数の何%ぐらいが受講をされて おりますか。
- 〇議長(田村 兼光君) 繁永学校教育課長。
- **〇学校教育課長(繁永 和博君**) 学校教育課、繁永でございます。

小学校4年生につきましては、158名中79名ということで、50%が受講しております。 中学校3年生につきましては、149名中52名ということで、ここはちょっと少ないんですが35%、現在受講しています。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) 子育てについては、築上町は給食は自校炊飯ということで、それ

からまた医療費は無料化ということを推し進めておりまして、今度また学習塾という、これはも う大きな町としての特徴が出てまいると思っております。

それで、今後、今3年生と4年生ということでありますが、どのような展開を考えておるかと。 できれば全校生徒というところまでいってもらいたいんですけど、もうそういうところで教育長 の腹づもりを教えていただきたいと思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 現在、小学校4年生、中学校3年生を継続したいというのが一つございます。今のおっしゃっていただいたように、好評ではありますけれども、何せ財政上のことがひとつございます。したがいまして、財政上の問題がひとつございます。

それから、講師です。講師現在12名来てもらってます。小中学校合わせて。かけもちの方も おられますけれども、この講師をさらにふやしていかなければならないという、その人的な措置 がうまくいくかどうかですね。

最後に現在小学校2校、中学校2校で実施してますけども、中学校のほうは、ちょっと学校の クラブ活動の兼ね合いがございまして、部活動のかけもち、なかなか学校の管理上、ちょっと場 所的にどうかなというそういう実施場所ですね、この3点をクリアできれば、対象をふやして実 施ができるかと思ってます。

実は、中学校は、学校教育課の職員については監督をお願いしてまして、私も心苦しいですけども、交代で待機してもらってやってるというのが現状でございます。

築城中学校は校舎の関係で支所で実施しておりますけれども、そういった3点がクリアできれば、もう少しふやして実施したいとは思っております。それをまたさら外に発信して、築上町のよさをまた町外にアピールできればいいなというふうに考えてます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) 町長、教育長が今、予算面のことも心配されてるということがありましたけれども、できればこれをこの塾を発展の形で進めていく、学校給食も米代は負担しようという、さっき町長が言われたような気がしますんで、子供のために、今までかなりやってきておりますんで、いい取り組みが始まったところであります。どうか後押しをしてやってほしいと思います。一言意見をお願いします。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- 〇町長(新川 久三君) 前向きに検討します。
- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) 次に移ります。買い物の件ですけどね、これ町長にお聞きします。 商店が減ってしまって、お年を召した方が車に乗れなくて、歩くのもちょっと大変で、ルミエー

ルに買い物とてもいけないと。日常用品が買えない。という意見いっぱいあるんです。町中にもある。これに対して、町がどれもこれも手を出すというのも大変でしょうけれども、大きな問題になっておりますようですので、何かもうちょっと打つ手を考えられないか。自分たちのところにもこういう意見きます。

質問の要旨を渡してたんで、それを何か考えてきてないかと思うんですけどもどうでしょうか。 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

〇町長(新川 久三君) この件、非常に難しい問題で、全町を網羅すると莫大な、もし買い物代 行を町がするとか、そういう形で誰かに委託してするとか、莫大な予算になろうと思います。

この分ちょっと考えさせてもらわなね、ちょっと前向きにというわけにはいきませんので、今 セブンイレブン確か配達してくれるんですよね。どこまでかわかりませんけれど、セブンイレブ ンに確か申し込んだら配達してくれるという制度もあるんで、多分そういうのを皆さんに普及し て、セブンイレブン高いとうお話もあるんですけれど、品物はいい感じでございまして、そこん とこ、配達制度のあるところを利用するとかいうものが利用できればありがたいかなと思ってお るんで。

それとひとつ自治会の中で、週に1回でも、そういうお世話のできる人が交代で買い物を注文とってやっていただくとか、そういういわゆる何ていいますか、そういうひとつのボランティアグループが出てくればありがたい。というのは、これも福祉のひとつ充実の一つでございますけど、基本的にはボランティア点数制度というものをつくっていったらどうかという提案は、課のほうにやってますけども、なかなかまだ提案に行きつかないということで、買い物1回につき点数幾らあげるという形で、そしてもし自分がその立場になったときには、その点数が使える。そしてすぐ使いたいときには、いろんな買い物券にかえるとか、そういう形はできるんじゃないかなと思うんで、そういう検討を今後やっていきたいと、このように考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) ちょっと答えになってない気はしますけども、深刻な事態という ことは受けとめてもらいたいと思います。

ここの旧椎田のほうでも、ナカツヤがなくなって、川食がなくなって今店があるのはどこですかね、セブンイレブンとそれとJAの、その2つぐらいじゃないですか。実際に高齢者が買い物できない。そういうのがありますので、私も考えますので、庁舎内で考えて取り組みをやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長(田村 兼光君) これで、本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす 8日に行います。

日程第2. 議案第106号

〇議長(田村 兼光君) ここで追加議案です。

お諮りします。日程第2、議案第106号平成28年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてから、日程第5、議案第109号財産の無償譲渡についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第106から議案第109号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第2、議案第106号平成28年度築上町一般会計補正予算(第8号) についてを議題と します。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

- ○財政課長(元島 信一君) 議案第106号平成28年度築上町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり提出する。平成28年12月7日築上町長新川久三。
- O議長(田村 兼光君) 新川町長。一括しちょう、してないか。そりゃあどうも失礼しました。 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) ちょっと打ち合わせちょっとあれやった、議案第106号は、平成28年度築上町一般会計補正予算(第8号)でございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額131億405万3,000円に1億2,730万円を追加いたしまして132億3,135万3,000円と定めるものでございます。

この予算は、日奈古企業適地売り払い収入と、それから国県返入金、そしてあと予定を前の予算で予定をしておりました一般財源をこの売り払い財源に、一応振りかえをいたすものでございます。よろしく御審議の上、御採択お願いいたします。

〇議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第106号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案 第106号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第107号

○議長(田村 兼光君) 日程第3、議案第107号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の申請についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

- ○総務課長(八野 繁博君) 議案第107号築上町体育施設条例の一部を改正する条例について。 表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年12月7日、築上町長新川久三。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第107号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は日奈古グラウンドは企業誘致適地として指定されておりましたが、土地売買契約を行っております。このために、グラウンドとして使用ができなくなるために、一応体育施設条例の一部から除外するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。
- ○議長(田村 兼光君) これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第107号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案 第107号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第108号

- ○議長(田村 兼光君) 日程第4、議案第108号財産の処分についてを議題とします。 職員の朗読に続いて、提案理油の説明を求めます。八野総務課長。
- **〇総務課長(八野 繁博君)** 議案第108号財産の処分について、次のよう財産を処分すること

について議決を求める。平成28年12月7日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第106号は、財産の処分でございます。本案は、町有財産の処分についてでございますが、株式会社ジョイフルと日奈古グラウンドの売り払いに関して交渉を行った結果、12月5日に双方土地売買契約を締結いたしておるところでございます。なお、詳細については、別添の議案資料でそれぞれ各筆ごとに価格等々は提示をさせていただいておりますが、総額2億6,851万8,030円ということで、売買契約を締結したところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。
- ○議長(田村 兼光君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(田村 兼光君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第108号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案 第108号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第109号

- ○議長(田村 兼光君) 日程第5、議案第109号財産の無償譲渡についてを議題といたします。 職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。
- 〇総務課長(八野 繁博君) 議案第109号財産の無償譲渡について、次のように財産を無償譲渡することについて、議決を求める。平成28年12月7日提出、築上町長新川久三。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第109号は、財産の無償譲渡についてでございますが、町有財産を無償で株式会社ジョイフルに無償で譲渡するものです。譲渡の品は管理等の建物200平米、及び日奈古グラウンドの付帯施設、照明施設とフェンスでございますが、これを無償で譲渡するという、一応売買契約の中で話をまとめたもんで、というのもジョイフルさんは壊してほしいという希望もございましたが、何とか全て無償でいいから引き取ってほしいと、こちらのほうからお願いをして、それでなければ壊さなければいけない、何もない状態で借りたい旨あったんです

けれども、そのままであとはジョイフルさんのほうで使ってほしいといって、あと壊すときはジョイフルさんの一応壊す形でしてもらおうというふうな話になりまして、この議案を無償譲渡するために提案をさしていただいております。よろしく御審議のうえ、御採択をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第109号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案 第109号は、原案とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〇議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、散会します。御苦労さまでした。

午後3時50分散会